かなりの計画性がみられる。また後に増設した溝跡においても同様で、既存の溝跡との接続は水流方向を十分に考慮しての配置と考えられる。

溝跡の大半は何らかの構築材を用い、構造的に複雑なものがほとんどである。溝跡の掘り方内には壁面から底面にかけて埋土を入れ、その内側の壁部分には角礫による石組みや円礫による石積みがされ、さらに木板を立て杭で押さえたものなどが多くみられる。また底面は埋土のままのものは少なく、角礫を敷石状に配置したものや、円礫を入れた石敷きにするなど、幾通りかの構造が確認でき、さらには同一溝内においても場所により構造が異なるものが多々みられる。以下では壁面構造を中心に、底面構造との組み合わせにより分類を行った。そのため壁面自体が残存しないものは分類していない。

壁面は角礫を1段かそれ以上組んだもの、円礫を1段かそれ以上積んだもの、木板を立てたもの、一方に角礫、反対側に木板を立てたもの、底面から壁面全体に小円礫を敷いたもの、掘り方埋土を壁面としたもの、素掘りのものの7種類を確認した（第297・298図）。また底面は角礫を敷き並べたもの、円礫を敷き並べたもの、小円礫を敷いたもの、角礫を敷き並べた上に小円礫を敷いたもの、円礫を敷き並べた上に小円礫を敷いたもの、底面から壁面全体に小円礫を敷いたもの、掘り方埋土を底面としたもの、素掘りのものの8種類を確認した。このうち円礫上に小円礫を敷いた構造については壁面構造が不明のため、分類中には入れていない。その他としては溝内に礫を充填し暗渠状としたものや、既存の溝内に木樋を埋設したものを一部で確認した。

以上の分類を行うにあたっては、壁面の礫や木板などを確認したもの以外に、それらの抜取痕跡を確認したものなど後世に改変されたが、当初の構造が復元できるものも含んでいる。また壁面構造が不明瞭な溝跡の中にも上記に分類できるものが含まれるものがあるとみられる。

［構造別にみた溝跡の配置］

溝跡の構造別の配置を示したのが第299図である。全体の傾向を見ると、まず特徴的な配置として、第5次調査分も含め、2号建物周囲の溝跡については底面が角礫敷きのものや、その上部に小円礫を敷いた構造が多いことがあげられる。北側張出部を囲む溝跡については、後に側石が抜取られた可能性が高いことを考慮すると、当初の建物周囲には側石と角礫敷きという構造的に最も手が込んだ溝が配置されていたと考えられる。同様に建物規模の大きい9号建物周囲の溝跡は、底面が確認できない46号溝跡以外、東辺の62号溝跡が角礫敷き、63号溝跡もまた角礫組みと小円礫敷きによるものである。さらに西辺側のＳＸ9敷石遺構は単なる雨落ち溝ではなく、池の立地と考えられることからも、2号建物同様に特殊性と格式の高さがうかがえる。ただし南辺側では底面が角礫敷きにもかかわらず、壁面は木板であり、他所との構造には差がみられる。

1号・6号・7号建物の各建物に挟まれた6号・42号・44号溝跡では、6号建物の西面と南面、7号建物の西面にある溝跡の建物側に角礫を組み、反対側には木板を用いている。ただし1号と7号建物が近接する6号溝跡部分では両壁とも木板である。これらの溝底面には44号溝跡を除き敷石や石敷きは全く確認できない。後世の改修により浚われた可能性も否定できないが、その残痕も全く見られないことから、底面部分は当初から掘り方埋土のままで、礫を敷かない構造であったと考えられる。この構造の範囲は後に記述する溝幅が広い部分と一致している。

7号建物西辺の44号溝跡底面は南辺の同溝内や41号溝跡が角礫敷きなのに対し、下部に角礫を敷かない円礫敷きであり、この構造は建物の入隅部の枡状となる部分から連続した北側の構造とみることもできる。この溝部分では幾度かの改修が行われ、構造も変化するが、石組みと木板による当初の溝内に木樋を埋設する状況は、地中に埋設した樋に雨水を流すことにより、その地上部分を平坦地化することで利便性を図った結果と考えられるが、その意図は不明である。このような構造は他所にはみられない。

1号建物周辺では東辺の40号溝跡の一部に円礫が暗渠状に詰められる箇所がある。この部分は建物への出入り口部分にあたるとみられ、溝全体の構造を示すものではなく、その他の大部分は北辺同様に溝内に石組みや礫敷きは

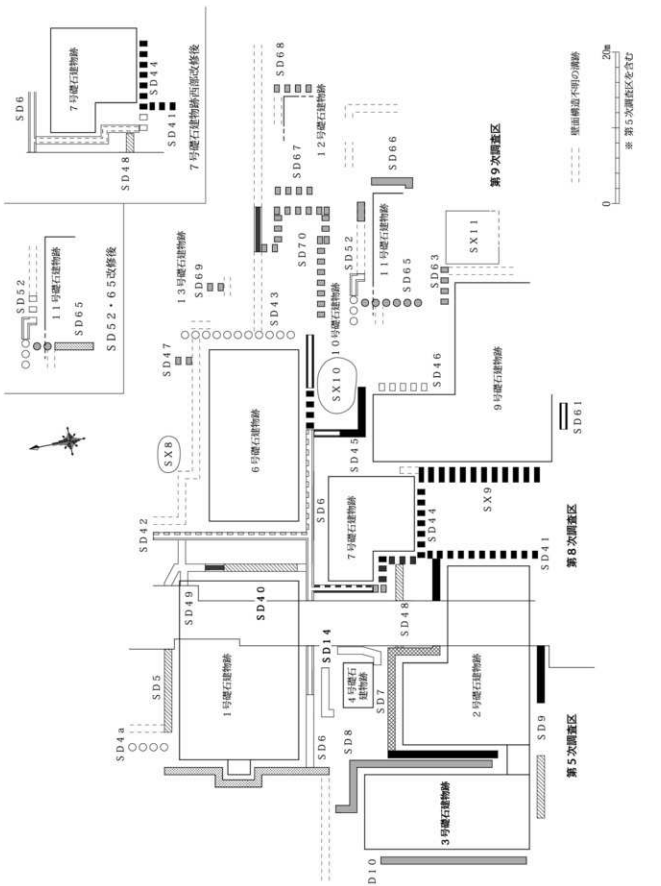

第299図　溝の分類別配置

全く確認できない。建物の南辺と並行する6号溝跡には第5次調査部分も含め、両壁に木板が立てられ、西側には石組みによる枡状遺構が配置されている。西辺の4号溝跡においては、建物の妻側に位置することで、受ける雨水量は少なかったとみられ、円礫のみによる浅い溝であることは理解できるが、その他も全体に簡易な構造となっている。

10号池跡の北側にある6号溝跡は角礫石組みと木板を東西に分けて配置し、底面全体が角礫敷きである。また西側の45号溝跡の底面には小円礫が1石ずつ並べて敷かれており、明らかに池を意識した手の込んだ構造とみることができる。

6号建物東辺の43号溝跡とその南側の52号・65号溝跡は横目地の通った円礫を積んだ壁構造である。これは当初からのもので、今回確認した構造の中では特異なものといえる。同様の構造の溝跡は第10次調査2区でも確認しており、これは43号溝跡の北側への延長部分とみられ、南北に長い溝跡であることがわかる。

さらに調査区東側で確認した建物群は、西側の建物と比較して小型か廂下等の簡易な施設となる可能性が高いが、残存が極めて悪いにも関わらず、周囲の溝跡には角礫組みと円礫敷きの組み合わせが数か所で見られる。中でも建物自体の確認はできなかったが、70号溝跡は小規模な区画溝状に建物周囲を巡るとみられるもので、大型建物同様の構造であることがわかる。このことは12号と13号建物にも言える。

［溝構造からみた建物跡の位置づけ］

溝跡は幅や深さは勿論のこと、個々の配置や接続関係、そして壁面や底面に組まれた構築材等により構造上の様々な違いがある。この違いについては、溝本来の機能によるものを基本として、さらには溝が囲む建物の規模や格式、用途や性格、さらには建物のみならず周辺地区においての城内景観を考慮した結果のことと考えられる。

これまで確認した礎石建物跡の中での主要建物には2号と9号建物の二つの建物がある。これらの周囲には基本的には素掘りのものや、壁面に角礫を組まないなどの簡易なものは見られず、一部では底面角礫上に玉砂利ともいえる粒の揃った小円礫を敷くなど、手の込んだ造りをみせている。溝における石組みや礫敷きは排水処理という実用的機能を果たすこと以外に装飾的意味合いもあり、それは明らかに建物の格式の高さや性格に起因するものといえる。これに対し7号建物西辺の一連の角礫組みや石敷き、そして後の木樋の埋設は、同様の構造を持ちながらもおそらくは溝本来の実用性を優先した構造とみられる。また1号建物にみられる全体に簡易な構造は、台所建物の位置付けが明瞭でない中、判断は難しいが、少なくとも西側正面は玄関部分での溝の在り方以外に妻側での雨量の少なさを反映した構造とみられ、これに対し北および東辺については建物の背面や側面となり、別建物が隣接することで裏側の場所となることも原因の一つと推測される。

1号・6号・7号建物に囲まれた狭隘な場所にある溝跡の壁面は、角礫組みと木板の組み合わせ構造となっている。木板は溝の護岸を目的としたものであるが、石組みと比べ強度のみならず、城の殿舎という特別な場所での構造としてはそぐわないものといえる。角礫による壁面は建物群の奥側に位置しており、このことから石壁は手前の建物側から奥側を臨んだ場合の景観を意識し配置されたとみられる。ただし6号と42号溝跡の底面には44号溝跡とは異なり石敷きが敷かれず、この点については1号建物から6号建物の南辺側を通した溝が、大量の雨水にも対応できる実用的な構造を必要とした結果であることが推定される。

さらに調査区東側に位置する建物周囲の角礫組みによる溝跡群は、底面が円礫敷きの違いはあるが、2号や9号建物に伴う溝跡との類似性がうかがえる。この点については一概に奥側に位置するものや小規模な建物に伴う溝ほど構造が簡素化するのではなく、それはあくまでも囲まれる建物の格式や性格、さらに配置や向き等により決められたものであり、70号溝跡の配置からは多量の雨水を受けるものではなかったとみられることからも、ある程度見た目に重点を置いた構造と推測される。このようなことは9号建物側から10号池跡を臨む際、奥に見える6号建物南辺溝の東半部の構造が西半部とは異なることにも現われているとみられる。

［溝跡の幅と底面標高からみた流水方向］

溝跡の性格をうかがう一要素である溝幅をみると、溝幅は0.18ー1.22mと差がある。これらには石組み間の幅以外に、石組みが失われたものについては石敷き幅を、また壁材を持たないものについては開口幅を計測したものが含まれている。この中で溝幅が0.85m以上の幅広の溝跡は、６号建物西辺の42号溝跡と、その南側で接続する６号溝跡の西側、12号建物東辺の68号溝跡である。68号溝跡は溝構造をみせてはいるが、雨落ち溝としては幅が極端に広く特異なもので、実用性のみならず見せる事を意識した施設の可能性がある。

溝跡全体でみた構築段階での底面標高は11.59ー12.34mであり、11.74mより深い部分は６号と42号溝跡の接続部付近や７号建物西辺の44号溝跡部分、51号溝跡である。これに対し12.25m以上の特に高い部分は、２号堀跡屈曲部北東側の67号・70号溝跡のみであり、この地区の溝跡の底面標高の大半が12.00m以上と高くなっている。

溝の底面標高から推定される水流方向を示したのが第300図である。溝跡の中には掘り直し等による改修を受けたものも多く、底面がほぼ水平のものについては、水を浸透させる構造であるものも含まれる可能性があるため、特に確認長の短い溝跡の方向性は不明瞭となっている。第５次調査区内での溝内の水流は北と東へ向かう傾向があり、今回の調査でもまた44号・６号・42号溝跡と続く幅広く、深い一連の溝に水を集め、北へ流したことは明らかである。中には一部西へ流れるものも認められ、城周辺全体の標高が北と東が高いことに反しているが、これらの溝跡については、44号・６号・42号溝跡が城内のこの地区における基幹排水路的な溝群となることで、雨水を地区

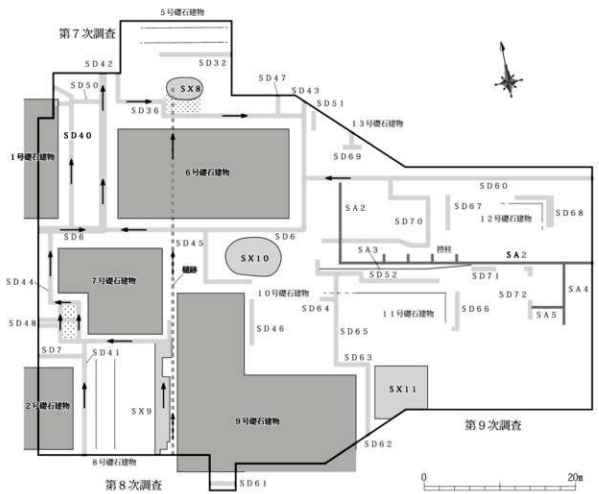

第300図　若林城期溝跡流水方向推定模式

ごとに集め流す必要上、一部のものに西流させる必要性が生じた結果とみられる。集められた水は調査区の北側でさらに集水され、より規模の大きな水路を経て東へ、さらには城外へ流されたと推測される。

調査区中央には1号樋跡が配置され、内部の水もまた北へ流されている。この水は雨水を集めた下水とは異なり、池に水を供給した上水と考えられる。このことは樋の南に水を導水した東西方向の水路が存在し、それは当然ながら城外まで引かれた用水堰の一部を西側大手口より城内に引入れたことを示すものと考えられる。確認した多くの溝内の水が地形に反して北に流された理由には城内に配置されたこのような水路の存在が関係しているとみられる。さらに北東側の溝底面標高の高い地区を含む調査区東半部については、全体に溝跡の残存が悪く、水流方向の傾向を把握し難いが、西側の44号・6号・42号溝跡とは別な集排水ルートにより北へ流されていたことも考えられる。

2　建物群の性格について

（1）建物配置と接続関係の推定

若林城の大手の位置については意見の分かれるところであるが、『木村宇右衛門覚書』には「大手ハ西にして口ハ南なり」とある。『古御城絵図』や『若林古御城』、さらに寛政元年の『仙台城下絵図』には西側の内枡形土塁が他よりも大きく描かれており、廃城後に何らかの改造が加えられていない限り、外郭線の張り出しの配置は、大手である西側を重視したものであったことがわかる。このような配置は西側の仙台城下をはじめ、奥州街道を臨む位置にあったこの城の立地上、必然的なこととみられる。

西側の内桝形の口は北側に開き、入城した者を城内の北西側へ導く配置となっている。開いた先に門や塀が配置されていたかは不明であるが、現在の土塁位置に変化が無い場合、城内に入りまず相対するのは1号建物の台所建物である。このような前面に台所が配置される例は少なく、仙台藩受容下上屋敷のように遠侍建物の横に隣接するものもあるが、他の多くの城郭や屋敷においては玄関から離れた位置にある場合が殆どである。仙台城本丸や二の丸においては、大台所が「徒の間」や「歩行衆の間」といった御殿への入口となる建物の背面にあることで、表からは見通せない位置にある。台所の西側には城内で最も広いと推測される玉石敷きによる前庭があり、かつて台所と石敷きとの間には、この建物のみならず東側の建物群を見通せないように塀が存在していたと考えられるが、調査では確認できなかった。

南北棟の3号建物は二の丸への移築の後、その用途を変えたとみられるが、最前面に位置することで若林城における遠侍的建物と考えられる。これまで確認した建物で、主屋が南北棟となるのはこの建物のみであり、この配置

礎石建物跡			SB1	SB2	SB3	SB6	SB7	SB8	SB9
全体規模	(m)	東西	23.63	23.63	9.85	22.65	13.79	2.48	23.63
		南北	15.76	16.74	21.82	11.82	11.36	11.88	23.63
	(尺)	東西	78	78	32.5	74.75	45.5	0.82	78
		南北	52	55.25	21.82	39	37.5	3.92	78
	(1間=6尺5寸)	東西	12	12	5	11.5	7	1.26	12
		南北	8	5.5	11	6	5.77	6	12
主屋規模	(m)	東西		23.63			13.79		23.63
		南北		10.83			5.91		12.8
	(尺)	東西		78			45.5		78
		南北		35.75			19.5		32.5
	(1間=6尺5寸)	東西		12			7		12
		南北		5.5			3		6.5
張出部規模	(m)	東西	1.97	10.83			9.85		8.87
		南北	2.95	5.91			5.45		10.83
	(尺)	東西	6.5	35.75			32.5		29.25
		南北	14.08	19.5			18		65.5
	(1間=6尺5寸)	東西	1	5.5			5		4.5
		南北	1.5	3			2.77		5.5
全体面積	(㎡)		378.22	319.92	214.93	267.72	135.18	29.46	398.53
	(畳=1.94㎡)		195	165	111	138	70	15	205

※ SB1の張出部は玄関部のこと。面積は玄関部を足したもので、玄関部を除いた面積は372.41㎡。

第21表　礎石建物跡規模比較

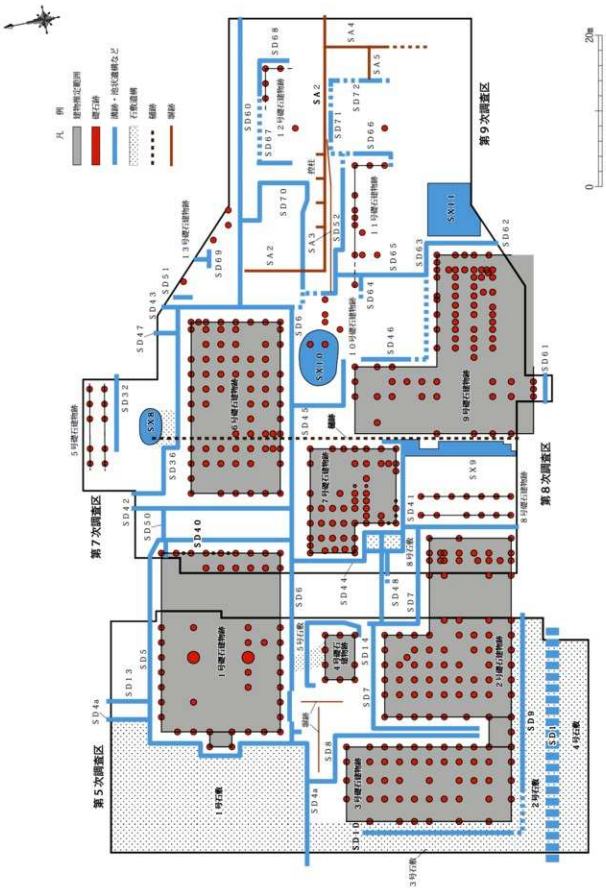

第301図　若林城期遺構配置模式

は西の大手側と、後続する主要殿舎の配置や方向を考慮してのことと考えられる。玄関に関わる遺構は確認できなかったが、雨落ち溝の張出しから建物の北西側に玄関があったとみられる。玄関が建物の妻側に取り付く例は鶴岡城などにあるが稀であり、建物への西面北端からの平入りの可能性が高いと考えられるが、西側に土塁が迫る状況から、この張出し部分からの妻入りの可能性も否定できない。仙台城では殿舎群の最前面に配置された建物は、本丸、二の丸のいずれも「広間」・「次の間」・「中の間」の三室により構成されるのに対し、若林城においては二室と考えられる。これらの部屋は番所建物として家臣の詰所であると共に、低位の者に対する接見等が行われていたことも推測され、その性格から仙台城と同様の名を持った部屋と考えられる。遠侍建物については一般に建物自体を「広間」と称する場合が多く、他藩で「大書院」や「表書院」とする中心殿舎が仙台城では大広間や小広間に相当し、また「小書院」等とされるものが書院に相当している。ただし仙台藩全体をみると、大身の家臣の仙台屋敷や在郷屋敷においては江戸初期から仙台城にみる広間的建物を書院と呼んでいる場合が多く、注意が必要とされている(注8)。

2号建物は3号建物と建物南辺を揃え、東西の縁通りを一直線に配置する意図がうかがえ、建物の南側を除く三方には別の建物が隣接することで南側への視界が開けていることが推測される。また東側は廊下的建物とみられる8号建物を介して1間半の縁通り分が南側に出ている9号建物へと続くが、配置上は基本的に3号建物からの直線の並びに沿った配置といえ、結果として三棟は南側を意識した配置をとみることができる。この配置は二の丸にみられる「雁行」とは全く異なり、二の丸の主要殿舎が東西棟と南北棟を交互に配置するのに対し、若林城では中心殿舎を同方向に並べており、この配置により景観のみならず、採光面や風通しにも配慮したとみることができる。また背面に位置する1号と6号建物にかけても直線的配置がみられ、これは南側建物との連絡面において実用的配置とみることもできる。さらに7号建物については南北の建物列間に挟まれた位置にあり、その実用的性格からみて周囲の建物との配置を重視したものとみることができる。

以上でみた若林城の建物群については、城の殿舎の中でも「表」側に位置した公的機能を持った建物群と考えられるのに対し、堀に囲まれた北東側には「奥」側の建物群が建ち並び、その中で12号と13号建物は最も表側に近い建物と推測される。奥側の建物群の広がりを推定すると、第7次調査区では廊下か小規模な建物とみられる5号建物を確認したが、さらに北側の第10次調査区では奥を区画する堀跡以外に建物跡は確認できず、大型建物による表の建物群はこの地区までは展開しないとみられる。奥側は全体の区画が表よりも北へ寄ることも考えられることから、建物群も全体に北へ広がる可能性が高く、同時に東への展開も予想される。反対に表の建物群の南側をみると、3号建物西面の石敷きが建物南面に廻り込み、さらに東の2号建物南側まで広がっている。石敷きは建物間には確認できないことから、表の区画全体を取囲むように広範囲に敷設されたものと考えられ、9号建物南面への広がりも推定される。石敷きの範囲からはこれらの建物の南側に新たな建物が展開する可能性は少ないとみられ、これまでの調査において表における主要建物のほとんどを確認したものと考えられる。

殿舎は単に機能性や眺望上の観点のみから建物の配置が決められるものではなく、一連の建物や部屋の並びは格式の上下により配置が決められ、それは建物内の通路のみならず、廊下を介した経路においても決められていたと考えられる。2号と9号建物は基本的に主屋を東西に配置しながらも、曲屋となる南北の張出しを付けることで東西棟と南北棟が交互に並ぶ配置とみることもできる。一般に殿舎では雁行や階段状配置の例があるように、奥へ進むには単に直線経路を辿るのみではなく、建物や部屋を故意に曲げることにより見通しを遮る配置をとる場合が多い。若林城の主要建物においても部屋に上下を定め、さらに直線と鉤型双方の部屋配置を取り入れることで、執り行われる儀式や接見、また接客や饗応を行う場所を区別する意図が見て取れる。関連して南側建物群を東へ進む経路は一つではなく、2号建物の張出部には主屋とは別に3号建物からの渡り廊下が存在することで、この部屋を最も下位とし、また9号建物の張出部は北側で8号建物と繋がることで、部屋以外の経路にも同様の位置付けが行わ

れたものとみられる。

以上のように建物同士の接続関係は建物個々の性格のみならず、上下関係を示すものとなっている。しかし調査では雨落ち溝の配置から建物の形状を概ね推測できるが、溝を跨ぐ渡り廊下の存在を把握することは難しい。渡り廊下を確認したのは２号と３号建物を繋ぐ南端部分のみであるが、建物の様々な配置状況から南側の建物列以外にも建物相互の接続関係を推定することができる。９号建物の張出部をみると、７号建物東辺の雨落ち溝が北へ延びず、９号建物と近接し、さらに６号建物側へ折れる溝の配置がみられる。この部分には廊下や部屋的空間により三つの建物を繋ぐことで、南北建物間の通路を兼ねていたと考えられる。また現時点で１号建物と南側建物群とを繋ぐ施設は確認できないが、４号と７号建物間の未調査部分周辺の溝配置から、ここに２号と７号建物を繋ぐ廊下が存在したことも考えられる。１号建物はさらに６号建物と繋がる可能性があることは前述の通りである。その他の接続の可能性としては、後に建てられた10号建物や11号建物が近接する６号や９号建物と繋がることで、これらを介した東の奥側への渡りが容易になったと考えられる。

（２）仙台城との比較

若林城の殿舎を考える場合、真っ先に比較対象となるのは仙台城である。仙台城周辺に配置された家臣屋敷においてもこれに類する規模や形態をもった建物群が存在したことが絵図などからうかがえる。しかしこれらは江戸初期段階の姿を示すものでは無いことに加え、建物を考えるにあたってはその主が藩主か家臣かにより屋敷の在り方が大きく異なり、単純に比較することはできない。以下では若林城と、同じく政宗が居住し、その造営においては本人の意図が大きく反映されたとみられる仙台城本丸や花壇屋敷、そして建物の移築のみならず、若林城の機能を引き継いだとされる二の丸の殿舎について比較してみる。

第302図は各々の建物配置を示したものである。若林城ではかつて存在した建物の全てを確認したものではなく、一概に比較は難しいが、表側と考えられる地区の規模を比較すると、本丸と二の丸自体の規模は若林城と大差無いが、両者の建物が占める面積が広大であることが明確である。本丸は棟数が少ないにもかかわらず、個々の規模が大きく、同時に建物間に一定の空間を置くことで、全体に広い面積を占めている。本丸は山上に位置することから、石垣等の普請のみならず、作事前の地盤造成にあたってはかなりの労力を要したことが想像される。二の丸の建物自体の規模は本丸より全体に小さいが、本丸同様に後に一国の藩庁となり、また政務や私事等の機能分化に伴い、主要建物のみならず、それらを繋ぐ廊下等を含め棟数が多くなることで、結果として広い面積を占めている。これに対して花壇屋敷はその機能が限定的なものであり、かつ集約されることで棟数が少なく、全体に小規模なものとなっている。若林城においても本丸や二の丸と比較して個々の建物規模のみならず空間的広がりも小さいが、一定数の建物や諸施設が配置されることで、ある程度の広がりをみせている。本丸や二の丸については城域自体が総体として広大な中、両者が城の一部を占有することで、これだけの殿舎群の建設が可能となったと考えられ、これに対し若林城は城域が限られる中で、この城が担った機能や役割に応じた建物のみならず、他の様々な施設をも取り込んだ結果ともみることができる。

本丸の全容を描いた『貞山公造制城郭木写之略図』は四代綱村の時代に作成されたもので、当時既に存在しない建物が描かれるなど、史実と合わない部分があるが、本丸殿舎の全貌を描いた絵図として貴重で、大広間部分と他絵図との比較からその正確さがうかがえるとされている。図によると、本丸殿舎の配置は正門である詰門を入ると、正面に玄関を伴った徒の間があり、その東側正面に大広間が配置されている。絵図には建物や部屋の名の記載は全く無いが、『貞山公治家記録』などによると、本丸には大広間の他、御座の間、焼火の間、書院、博多の間、鷲の間などの諸室があり、他にも上台所、下台所、懸造など多数の建物が存在し、さらに南側には奥向の建物群が配置されていた[注９]。遠侍棟は広間、次の間、中の間の三室に分かれ、大広間と縁通りを挟んで向かい合い、その東側

には廊下で繋がる虎の間とみられる部屋がある。虎の間もまた遠侍的性格の建物とみられており、広間以下の部屋が大広間手前に配置されるのに対し、虎の間は東へ連なる建物群の入口に位置している。大広間は部屋配置や規模の大きさから、本丸での中心建物として圧倒的優位性を示すものとされている。全体の建物配置は雁行や階段状配列に先行した古式の殿舎配列とされているが[注10]、このような配列は、大広間を含め全体として採光面で有利とは言えず、大広間の北には舞台を置き、東に塀を巡らせることにより眺望面でも不利とみることもできる。しかしそれは同時に本丸が山上に立地することで、山麓あるいは城下からは大広間の威容を仰ぎ見ることができる配置であったともいえ、本丸における殿舎の配置は、大広間を単に前面に配置するのみでなく、立地を生かした配置にも特徴を見出すことができる。

『御二之丸御指図』は天和から元禄期（1681ー1704）に行われた二の丸の大改造より以前の建物配置を描いたものとされ、各部屋名以外にも壁や建具の種類、床間の様子等が記され、二の丸殿舎の初期の姿を描いたものとされている。指図にみる建物は、北東側の玄関を伴う広間、次の間、中の間の三室からなる遠侍建物に続き、南西へ向かい虎の間、客の間の鉤型の建物が配置され、さらに小広間、書院へ階段状に繋がることで全体が整った雁行形をとっている。二の丸では正面が東となることで、小広間をはじめ虎の間や遠侍建物が東面する一方、書院や客の間、さらに小広間の上段部分が南面し、採光面での配慮がみられる。また上台所をはじめ、焼火の間、御座の間、さらに寝所は、小広間をはじめとする表側の主要殿舎の背面に位置し、表側においても奥側の空間に配置された内向的な建物群と言われている[注11]。若林城から移築したとみられる大台所、焼火の間、上台所はこのような内側に位置しており、これらは前面の主要殿舎群の中には現在のところ確認されていない。

雁行形は近世初期に確立された城郭等の御殿における代表的配置であり、最も整備された姿とされている。近世城郭においては現存する殿舎は極めて少なく、二条城をはじめ高知城、川越城、掛川城にわずかに残るのみである。しかし二条城以外は近世中頃かそれ以降の建築であり、これらの殿舎では機能を重視することで配置や棟数が簡略化するとされている。二条城二の丸御殿は近世初期の御殿の姿がほぼ完全な形で残る貴重な例とされ、造営は慶長年間であるが、途中で改造を受け、現在の姿は寛永年間のものとされている。その配置は遠侍から式台、大広間、黒書院、白書院まで雁行して整然と配置され、その形は同じ慶長年間に造営された仙台城本丸ではなく、二の丸にみることができる。

花壇屋敷は広瀬川の東にあり、政宗の時代には「仮屋」として一部の公的行事も行われ、若林城の前身となった施設とされている。元禄４・５年（1691・1692）の『仙台城下五屋敷絵図』には「御仮屋場」とあり、存在が確認できるが、その後に建物は撤去されている。『作事方場所調』には屋敷の主な建物が描かれ、小規模ながらもその建物構成からは藩主の御殿として相応しい施設とみなされている[注12]。建物配置をみると、「広間」とある最前面の番所的建物の東には玄関が付き、妻入りとなっている。広間の西には「寝所」とある最も大きな建物が配置されるが、周囲には縁通りが廻り、南側の部屋には床や付け書院を備えることからも、この建物は寝所以外に書院や御座の間的性格のものと推察され、あくまでも表側に位置する部屋とみられる。北側には台所周りの諸室が置かれ、さらに北側には別棟を配置することで主要な建物は廊下で繋がるが、建物個々は独立したものであることが見て取れる。しかしここに奥側の建物はみられず、建物規模と空間的広がりは若林城と比較しても明らかに小さい。これら仙台城を描いた絵図の製作年代は様々であるが、いずれも近世初期から前期における藩主が居住した御殿の姿を描いた貴重なものといえる。

若林城においては表側の建物は一定の機能分化により建物が分けられているが、本丸や二の丸にみる遠侍建物と広間との間にある虎の間や客の間のような両者を繋ぐ中間建物が存在しないものとみられる。また二の丸において書院、焼火の間、御座の間といった内向的な建物が揃うのとは異なり、さらにはそれらが集約されることで棟数を限定したことが考えられる。加えて特徴的なのは、建物相互が繋がれる状況は他と変わらないが、その配置が東西

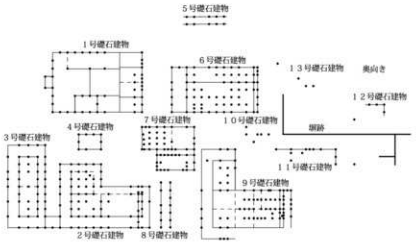

若林城

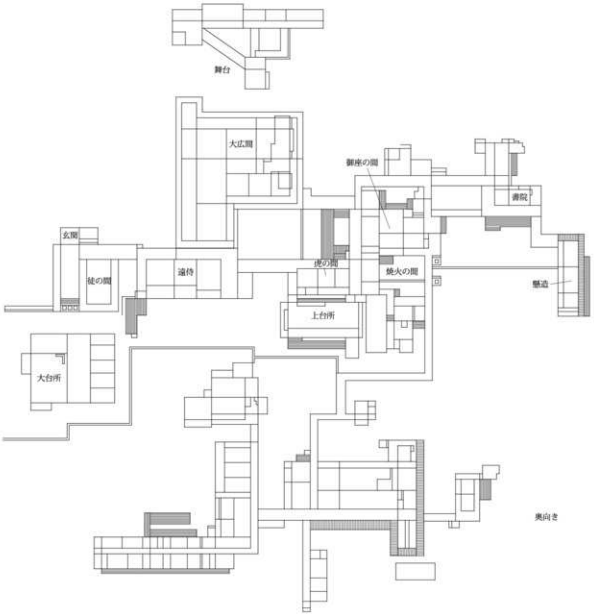

仙台城本丸　『青山公造制城郭木写之略図』近世武士住宅(1976年)を修正転載

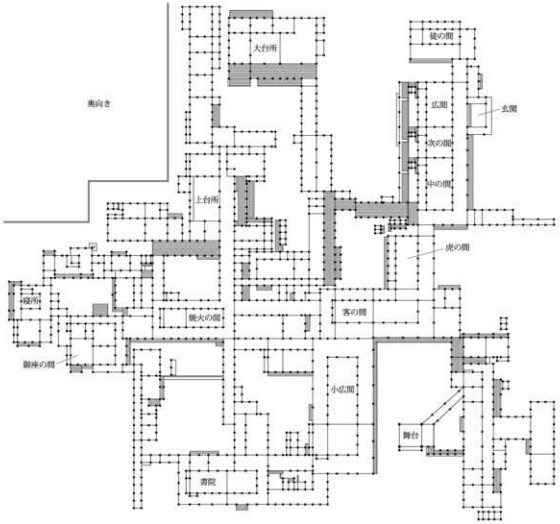

仙台城二の丸　『御二之丸御指図』近世武士住宅(1976年)を修正転載

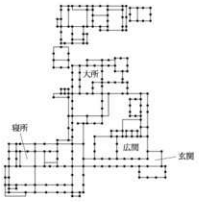

花壇屋敷　『作事方場所調』仙台市史(1986年)を修正転載

第302図　若林城・仙台城主要建物配置

棟を軸とした直線的配置をとると同時に、南側と北側建物の間の空間に鉤型建物の張出部を配置したことは、限られた敷地内において建物の効率的な配置が行われたとみることができる。

第303図は若林城の主要建物である２号、９号建物と、本丸大広間と二の丸小広間の建物規模を比較したものである。大広間は南の遠侍側に曲屋を設け、北東の上段へは途中で折れながら複数の部屋を並べ、群を抜く規模を誇っている。また上段南側には三室からなる裏上段を設け、これらは表上段で行われる儀式や接見とは別な用途に使用されたとみられ、建物内部は東西に連なる三列構成となっている。このような配置は全国的にみても極めて少なく、天正年間に豊臣秀吉による聚楽第大広間や、慶長年間に徳川家康の命による天下普請で造営された篠山城二の丸大書院にみられるのみであり、近世城郭における初期御殿の規範的構成を示すものとされている。小広間は南北棟で、客の間側から三の間、次の間と続き、上段は西に折れた三室構成をとっている。大広間と比較すると、一列配置をとることで簡潔となるが、それはまた用途的に限定された部屋配置とみることができる。部屋周囲には上

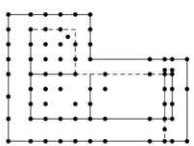

若林城跡２号礎石建物跡

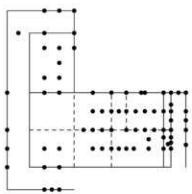

若林城跡９号礎石建物跡

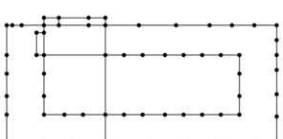

仙台城二の丸小広間

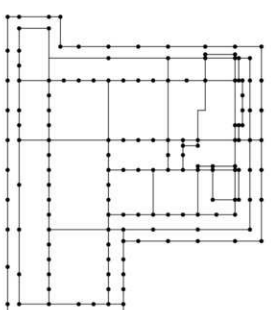

仙台城本丸大広間

第303図　若林城主要建物と仙台城広間との比較

段部分を除き幅2間と2間半の縁通りが巡り、下段部分の大きさからも内部は開放された大空間だったとみられる。小広間の東には舞台があり、上段、次の間、舞台が一直線の配置となっている。また客の間も上下二室に分かれるが、西側で小広間と接し、東側南半には切目縁を設け舞台に臨むことから、客の間は独立した部屋である以外に、小広間と一体化し、下位の部屋ともなる配置をとっている。小広間と客の間を合わせた規模は本丸大広間に匹敵している。小広間同様に上下二室の部屋には書院や焼火の間があるが、これらは東西棟となることで南に空間が開け、さらに上段部分は鉤型に折れない続き座敷となることで、床間が入口から正面に位置している。

これに対し2号建物は建物形状のみならず、部屋配置に違いが認められる。上段側は主屋東半部であり、西半部は下段となることは間違いなく、張出しはさらに下位の部屋とみることができる。小広間のように内部で上段が折れる可能性については、主屋の南北幅が縁通りを除くと3間か4間程度であり、南北に二室が並ぶ配置は想定し難い。また張出部と主屋部分との関係は、小広間における客の間的な配置と考えることも可能である。9号建物は全体規模では2号建物を上回る。しかしそれは内部に多くの部屋を配置した結果であり、建物規模の大きさは必ずしも格式の高さを示すものではないと考えられる。このため2号建物内部での部屋が城内における最も広いものとなることは、ここで儀式や家臣への接見等の公的行事を行うのに対し、9号建物は南の表側の列においては一部の接見以外に、客や家臣、身内への饗応などが行われ、北の裏側の列は休息場所や詰所、さらには物置などに使用されるなど、多くの役割を与えられた建物と推測される。仙台藩においては既にこの時期に御殿における中心建物を「書院」と称し、「広間」は遠侍棟を指すとの指摘もある中[注15]、若林城の後に造られた二の丸や、さらに時期の下った江戸上屋敷においては中心建物を「広間」としている。したがって2号建物の名称についてはいずれかで呼ばれていた可能性は高いが、今後の検討を要する。

（3）建物群の性格について

若林城が完成した寛永5年（1628）は、本丸造営から二十数年の年月が過ぎており、二の丸造営はこの十年先である。その間、石垣や堀などの普請の内容はあまり変化することはなかった。しかし藩主が日常の居所とし、藩政を執り行う公的施設でもある御殿においては、儀式や家臣との対面方法、客への饗応方法など、その最も重要とされる役割の変化、さらには収容人数や生活様式などの変化を反映することで、その構造や配置には大きな違いが認められ、仙台城のみならず全国の城郭における御殿建築の在り方は大きく変化したと考えられる。それは慶長期においては藩主の権力が大きく、政の分化があまり行われないことにより、本丸大広間のような大型で権威を象徴する絶対的建物が必要とされたものが、社会情勢が安定化し、政務の内容が多岐にわたることで、藩政の中心である御殿においても様々な機能分化に対応する必要性が生じた結果とみることができる。

若林城の建物の在り方をみると、一定の機能分化の必要性から、建物は単独棟を主体にこれらを廊下で繋ぐものであり、全体として大手側に面して非常にコンパクトにまとめられている。これは後の二の丸の改造後にみられる建物相互が複雑に配置されるものとは明らかに異なり、いわば単純な配置とみることもでき、主殿舎が東西に直線状に配置されることで、仙台城他にみられる配置とは明らかに一線を画している。御殿における部屋の利用は行事内容や相手により細かな使い分けがおこなわれているが、将軍や他の大名など上位や同位の者の来訪がある江戸屋敷での饗応や、幕府の使者や親戚大名への接客空間には広間ではなく、書院が使用されるのが一般的である。広間は主に家臣に対する対面や接見等に使用されるものであり、若林城の性格からみて城内には書院のような公的な接客空間はあまり必要とされず、反対に国元の家臣との対面の必要から、これらの行事を行うために広間的建物が重要視されたと考えられる。若林城造営の直接的な理由は、忠宗が政宗とは別に一大名とみなされることで、仙台城のみでは手狭となったことがあげられている。政宗自身、それまでの下屋敷や花壇屋敷を離れ、若林城に移ることとなるが、それは表向きは隠居とも受け取られる行動であったかもしれない。しかし若林城の規模のみならず、在

国の際の日常の居所とする一方、頻繁に江戸とを往復し幕府との関わりを持ち続けた政宗の行動からは、若林城での過ごし方が決して隠居などの消極的なものではないことがわかる。

花壇屋敷や下屋敷は単なる別荘的なものではなく、政宗がここで政務を執ることで、仙台城本丸における機能を補完した公的な機能も有する施設とされている。しかし若林城は花壇屋敷とは規模のみならず、外郭施設の面においても全く異なった印象を受け、そこには花壇屋敷が仙台城内と位置付けられることで、その公的機能は限定的であったのに対し、若林城は政宗自らが行っていた公務の多くをこの地に移し、在国中の公務のほとんどは仙台城では無く、この城で行われた事実からは、両者の性格には当初から大きな違いが存在したことが考えられる。

当時、既に近世御殿における雁行の配置は確立されていたとみられるが、政宗が若林城でこのような配置をとらなかった理由の一つには、ここが仙台城の役割を肩代わりする場所であったにも関わらず、いわば権威主義的な配置とは一線を画したものを求めた結果とみることができる。それはこの城が同時に生活空間でもある中で、建物以外に庭園などの空間に多くを充てることにより、それは政宗自身が楽しむだけのものではなく、同時に賓客や家臣を接待する場とすることで、御殿における役割をより発展させたものとみることもできる。そこには、あくまでも藩庁である仙台城に対し、仙台城を補完する役割が与えられた若林城の姿があり、この城が造られた時代を反映しながら、仙台城や江戸屋敷とは異なった御殿の別の姿を創出しようとした政宗の意図が垣間見えるように思う。

（４）『御二之丸御指図』にみる建物と絵図の性格について

これまで数多く引用してきた『御二之丸御指図』に関しては、二の丸において行われた元禄年間の大規模な改造より以前の姿を描いたものであるとされてきたが、正確な製作年代は不明であった。さらに建物にみられる彩色の違いや、台紙に引かれた１間を表す方眼罫の実際の寸法が問題点としてあげられていた。

指図は台紙に墨引きによるとみられる方眼罫を引き、その上に建物のみならず、土手、池、石敷、塀など普請や作事によるものを染紙の料紙で貼り付けている。全ての建物は茶色と空色の二色に色分けされている。これ以外では建物に付属する縁や便所等の施設や土手が黄土色、石敷きや池が紺色の４色程度に分けられ、さらに塀が茶色の線として貼られているが、色凡例は付されていない。建物を色別にみると、数が多い茶色建物には小広間をはじめ、書院、御座の間のほか、大台所、上台所、焼火の間といった若林城から移築されたとみられる建物が含まれており、さらに詰間、厩、舞台、数奇屋建物にいたるまで多岐に渡っている。これに対し空色建物には歩行衆の間、広間建物、虎の間や客の間の前面に配置された建物のほか、寝所を含む奥向の数棟に加え、舞台楽屋等があるが数的にはやや少ない。また南側と西側の外郭施設も同様の色分けがされている。佐藤巧氏はこの彩色が建物の瓦葺と板葺の差か、あるいは建設時期や移築・転用・新築の違いを表す可能性があるが不詳としている。屋根材の違いについては、近世初期には瓦葺とみられる門や台所建物と、板葺きと考えられる小広間や書院が同色であることから肯定されるものではなく、おそらくは彩色の別は建物の建築時期や経緯に関係するものと推定されてきた。

指図に描かれた建物を概観すると、建物名や建具の種類の他、内部の部屋の様子をうかがうことができ、建物の貼り付け位置をみると、茶色建物については側線や柱位置が方眼とずれているのがわかる。当初これは台紙上に料紙を個別に貼り付ける際の製作上の誤差とみていたが、一方で空色建物部分にはずれが殆どみられないことが判明した。両者は最も多くみられる柱間が方眼幅と一致することで、これが指図を描いた当時の１間とみることができ、さらに１間を二分し半間としたものや、複数間をその柱間以外の数で均等割りした配置が確認できることは共通している。しかし空色建物の殆どの柱位置が方眼位置と合致しているのに対し、茶色建物は１間基準の柱でも方眼上にのるものは殆ど無く、結果として建物の柱位置が方眼とは合致しない状況をみせている。仮にこれが料紙を貼り付ける際の誤りとして隅柱や建物の側を方眼と合わせた場合でも、他所においてずれが生じるものとなっている。このことは指図に描かれた建物全体の柱間基準となるべき方眼が、茶色建物の基準とは異なったものであることを

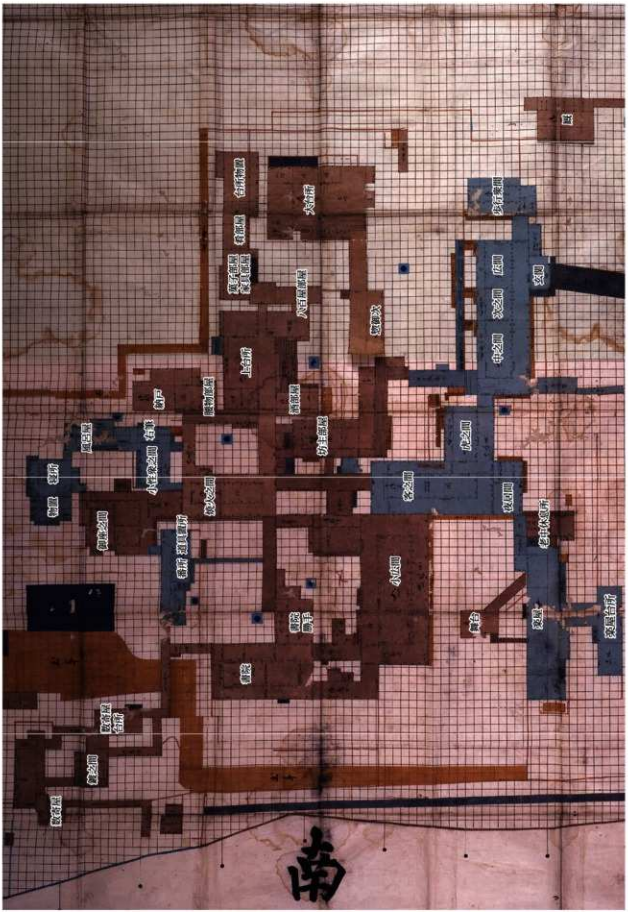

第304図　『御二之丸御指図』

（宮城県図書館所蔵）

示しており、彩色の異なる建物間には柱間寸法に違いが存在することを今回考えるにいたった。殆どの場合、茶色建物の隅部分の１か所は方眼交点と合致している。柱位置のずれはこの隅位置より離れるにしたがい大きくなり、甚だしい部分では10間離れた所で方眼の1/3から半分程度も長くなっている。このことから茶色建物を個別に貼り付ける際には、建物隅部の１か所と方眼交点を貼り付けの始点としたことがわかる。

仙台地域における近世の礎石立建物や掘立柱建物の柱間については、近世初期が１間を６尺５寸としていたものが、後に６尺３寸に変化するとされる[注14]。仙台城の調査では本丸大広間の寸法が６尺５寸となる一方、二の丸造営以前の元和６年（1620）に造営された五郎八姫の西屋敷遺構も６尺５寸で、確認できる最も新しいものとなり、また６尺３寸は二の丸造営から17世紀末の元禄年間に建てられたものが最も古いとされる。そして近年の調査で寛永４年（1627）に造営開始した若林城において６尺５寸が用いられたことが判明したことにより、６尺５寸の採用下限が新しくなったといえるが、６尺３寸への変更時期は依然として絞り込むことができず、不明であった。さらに若林城から二の丸に移築された建物については、６尺５寸のまま建築されたのか、或いは柱間を変えるなど改造を伴う移築であったのかは大きな問題であった。しかし若林城から移築されたとみられる建物を含む茶色建物の柱間の方が大きいことから判断すると、茶色建物の柱間は６尺５寸とみられ、これに対し空色建物は６尺３寸の建物

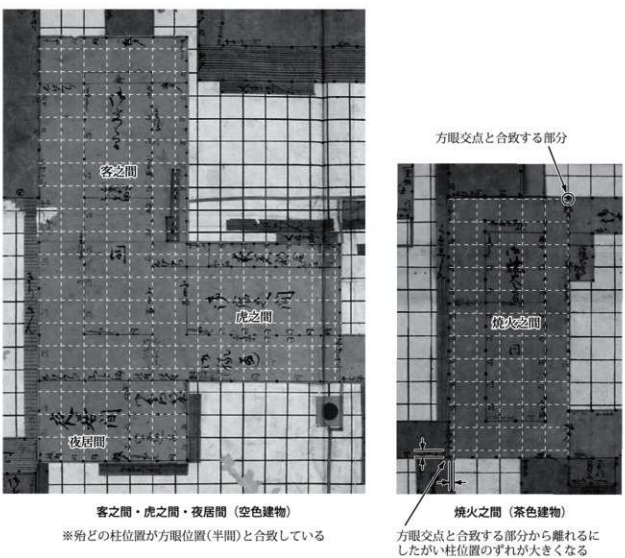

第305図　建物の色分けによる柱間寸法の違い

と考えることができ、これにより空色建物の柱間と合致する方眼もまた6尺3寸と推定するにいたった。

以上のことを踏まえて再度指図を見ると、柱間基準が異なる建物の接続部分にずれが見受けられる部分がある。その一つとして中の間から西へ延びる幅2間の廊下と、坊主の間から東へ延びる幅1間半の廊下が接続する部分の配置の不自然さが目立っている。6尺3寸の柱間とみられる客の間の北辺と、同じ柱間の中の間から西へ延びる廊下南辺との間隔を見ると、間に位置する虎の間の柱をたどった間数が9間半となっており、以上の建物配置は全て同基準で建てられることにより柱位置は方眼と合致している。これに対し、同じ客の間北辺から西側の6尺5寸で建てられた坊主の間の廊下の柱をたどった間数は10間と広くなり、半間程度の差が生じる。これは初めに方眼に合わせて6尺3寸の建物を貼り付けた後、坊主の間は客の間側を基準に貼ったことによるもので、実際の建築で移築建物を6尺3寸に変更した場合は指図の配置とは若干異なったものとなったであろうが、このまま建築された場合は双方の建物の接続部分において建物を治めるための何らかの処理が必要であったと考えられる。

以上のことから指図が描かれた当時には既に6尺3寸の柱間基準が存在し、二の丸殿舎の建築は基本的にはこの基準を軸に計画・建築されたと考えられる。しかし新たに建築する複数の建物に異なる柱間基準を設けることは建築上考え難く、年代的にみても茶色建物は二の丸造営時にこの地に新築された建物ではなく、別の場所に既にあった建物を移築したものであることが推定される。これらの中には若林城は勿論のこと、かつてこの二の丸地区に存在した何かしらの建物や、三の丸にあったとされる下屋敷、花壇屋敷などの政宗ゆかりの建物、さらには本丸の建物で、政宗の死去に伴い存在意義が無くなったものが含まれていることも考えられる。

これにより6尺3寸の柱間の採用時期については、若林城造営時から二の丸造営までの10年程度の期間に限定できるといえる。さらには建築基準の変更は御殿内において生活様式が変化する中での全国的な流れと共に建築上の大きな変化でもあることから、6尺3寸の柱間は寛永15年以前にも近隣の建築に用いられたことがあったとしてもそれは限定的なものであり、本格的採用は二の丸造営という藩をあげた大事業をもって開始されたとみられる。

そこで問題となるのが『義山公治家記録』にみられる二の丸諸殿舎の上棟記事である。記録では二の丸は寛永15年9月に普請が開始され、同年12月には焼火間、上台所、大台所のほか数多くの建物が上棟されており、最初に上棟されたこれらの建物は若林城からの移築としている。続いて翌年3月には御座間、御寝所、奥方寝所、5月から12月にかけて御蔵、大手御門、大書院、大広間（小広間）、舞台、御歩行間が上棟され、その間の全ての建物が揃わない6月には移徙の式が行われている。今回の調査で確認した若林城の建物は全て6尺5寸の基準による建築であり、それを示すように寛永15年の焼火間、上台所、大台所は茶色の彩色となっている。しかし一方で虎間、御風呂屋、小姓間は空色の彩色であり、このままでは記事内容と上記でみた指図の理解に矛盾が生じることとなる。さらに記事にはあるが指図中に確認できない部屋として御鍵間、御用間があるが、鍵間は名の通り、番所的建物とみられており、重臣の亘理氏が居住した佐沼居館では、番所建物である広間と書院との間に配置されることで、二の丸における鍵間は虎の間と小広間との間にある客の間と考えられている。用間は諸記録から三部屋が連なる建物とみられることで、広間、次の間、中の間から構成される広間棟との指摘もされており[(註10)]、両建物は空色に彩色されている。このことは寛永15年の建物が全て若林城からの移築であった場合、虎の間をはじめ、殿舎の最前面に配置された客の間や広間棟が新築した建物ではなく、移築した建物の柱間を何らかの理由により6尺3寸に変える大改修を行うことにより再生した建物である可能性もあることを示す内容となっている。

若林城跡の調査では2号建物や9号建物のような主殿舎となる大型の建物跡や、7号建物などそのままの形状や規模では指図中に確認できない建物が複数存在している。特に前者は格式からみても移築された可能性が高い建物といえるが、これらの建物に関しては二の丸での用途により改修でその姿を大きく変えていることも十分考えられる。この結果、彩色の別は新築と移築の違いではなく、あくまでも二の丸に建てられた諸建物の柱間基準の違いを示すものといえる。但しこの問題については、建築上、大規模な柱間の変更が可能か否かを検討する必要がある。

以上の内容は当初建築された二の丸殿舎のかなりの数の建物が若林城を含む他所からの移築によるもので、新に建築された建物がこれまで考えられてきたより極めて限定されたものであったことを示しかねない内容となっている。ここで問題となるのが『治家記録』の内容である。治家記録は四代藩主伊達綱村の代に編集された藩の正史で、それまでの諸記録を編修しまとめたものとされる。二の丸殿舎の上棟記事は治家記録の元となった『政宗君記録引証記』に同様の記載があるが、引証記にはこれらの建物が若林城の建物を解し用いたとは記されていない。これをどのように理解するかにより指図内容に対する理解も大きく異なることとなり、注意が必要である。

寛永16年には御座間をはじめ、小広間や書院といった二の丸における中心殿舎が上棟されるが、注目すべきは殿舎中、最も重要とされる小広間や書院が茶色の彩色ということである。かつての小広間の姿とみられる大型の建物については、若林城の表側では確認されておらず、この建物がかつて奥側を含む城内に存在した可能性は極めて低いといえ、寛永16年にみる建物については若林城以外からの移築を考慮する必要がある。そこで一例として江戸中期に成立した『東奥老子夜話』には「只今の御広間ハ、則三河守殿広間の由」との記事がある。その内容から小広間はかつて二の丸造営以前にこの地にあった政宗四男の宗泰の屋敷にあった広間を移築したものであるとしている。広間とは主殿たる建物を指すと考えられる。話の信憑性は定かでないが、記事は堀江伝七という二の丸造営に関わった作事方役人の話によるもので、仮にこれが事実の場合、宗泰屋敷は慶長年間に建築された柱間が6尺5寸の建物と考えられる。なおこれまで小広間の一部を調査した結果では、柱間は概ね6尺5寸とされている。

指図の製作年代に関しては、これまで初期の二の丸の整備された姿を表すものとして、17世紀中頃か古くとも二の丸造営後の寛永期後半のものとみられてきた。貼絵図は書絵図と共に絵図の作図法として多く描かれてきたものであり、この指図のように柱間の違いを表現するためには貼絵図による作図が適当とされたとの考えもできる。それはまた指図が既に存在する殿舎の状況を描くのとは異なり、造営前の計画図として二の丸全体での施設の配置や個々の状態を確認するのに適していたことを思わせる内容となっている。既に存在するものを正確に描くには、全体での体裁を整えるために建物の配置を明確に表すことに力点が置かれ、建物を基準の違いにより表現分けする必要性はあまり無かったものと考えられ、さらに彩色を違えること自体、既に建物が建てられた後には必要としないものといえる。これらのことから指図は二の丸造営が開始される以前に製作したものとの考えも成り立ち、建物や部屋配置に加え、各種縁や棚、そして内部の建具までも詳細に記したことは、これが最終段階に近い計画図であり、そこに移築と新築に供い建築上最も重要かつ問題となったであろう柱間の違いを表したものとの理解も可能である。指図は家作以前の普請がほぼ完成した頃や、土手や池の描き方が直線的で単調であることから、二の丸造営に着手する以前に製作された全体計画図とみることも可能である。しかし建物内部の建具等の記載が詳細すぎる点も問題として残り、製作時期についてはなお多方面からの検討が必要である。

二の丸殿舎は後に前面の建物に大きな変化は無かったとされる一方、目的や用途の変化から書院が撤去され内対面所が造られ、御座の間が別の場所に移されるなど多くの建物に改造が加えられ、配置を大きく変えたことが『木写之略図』や『享和二年之御家作御絵図写』からうかがえる。木写之略図をみると、台紙のヘラ引による方眼罫は時代的にみて6尺3寸である可能性が高いことになるが、その描き方や貼り付けの粗さから、建物自体の柱間寸法は判断することができない。若林城跡で確認した大台所部分をみると、全体規模や玄関配置が指図と同様であるのに対し、内部の仕切りや柱位置は若干異なっている。大台所はこの後の享和二年や文化元年絵図にも同位置に確認でき、これらは二の丸造営時に移築された建物が基本となっていたと考えられる。指図と比較すると諸室の配置に大きな変化は無いが、建物の最大の特徴である太柱の位置が玄関寄りに移っており、また隣接建物とを繋ぐ渡り廊下の接続する建物が異なっている。柱位置については作図上の誤りの可能性もあるが、太柱は建物の中でも構造上最も重要なものであり、仮に誤りでない場合、それは途中で建物構造に大きな変化があったことを示すものとなる。そこからは大台所が建築から半世紀以上経過した元禄年間までの間に建替えられたとみられる一方、仮に指図が計

画図の場合は、当初の大台所は指図の内容を変更した上で建築されたとの推測もできる。

これまでの二の丸における調査では確認した建物が少なく、特に主要建物の改造や消失に伴い再建された建物の柱間に変化があったのかは不明としている。しかし以上の検討内容と柱間の変更による改造の困難さから推察すると、造営当初に６尺５寸で建築された建物の柱間寸法については、元禄年間の改造においても変化が無かった可能性もある。また二の丸では付属的建物や火災後に新に建てられた臨時建物は６尺３寸を基準としているとされており、寛永後の新築建物については基本的に６尺３寸の基準が使用されたとみられる。これに対し火災後には早急な再建が必要とされることから、消失した６尺５寸の主要殿舎の再建には、新たな基礎の構築を伴う柱間寸法の変更をあえて行わず、既存の基礎に再び建築した可能性もあり、これにより若林城などから引き継いだ６尺５寸による殿舎の柱間は、建物が解体される明治の初めまで維持されたことも考えられる。

指図の検討から二の丸では主要建物の他にも門や舞台、数寄屋建物などの様々な施設もまた移築されたものである可能性が高くなったといえる。これに伴い建物の移築は仙台城内の他所から以外、若林城でも今後新たな建物の発見が予想される奥御、さらには城周辺に存在した可能性のある郭的区画からの移築も視野に入れる必要性が出てきた。ただし主要殿舎に限らず、茶色の施設は厩や小規模な物置にも及んでいる。これらが全て移築されたものなのか、また少なくとも移築されたとみられる茶色建物に関しては、移築前の遺構がどこかに存在するとみられるが、指図が計画図的な可能性も出てきた以上、裏を返せば描かれた建物がそのままの姿で建築されたかが問題として残る。さらに二の丸造営後の新築建物にも６尺５寸が用いられた可能性や、実際には難しいとみられるが、移築建物全てを６尺３寸に改造して建築したことも完全には否定できない。これらのことは若林城で発見した建物に対する検証作業の困難さを示すものであり、造営当初の二の丸殿舎の真の姿を知るためには、最終的には移築先である二の丸において、建物の存在や柱間寸法のみならず、改造や建替えの実態を発掘調査により検証する必要がある。

3　建物跡以外の施設について

（1）塀跡について

塀跡は第５次調査を含め、これまで５基を確認している。１号塀跡は１号建物や１号石敷遺構と３号建物との間に東西に配置されることで、建物群北側から玄関を伴うとみられる３号建物や奥御の２号建物への見通しを遮蔽するための施設とみられている。これに対し今回確認した２号ー５号塀跡は大型建物群の東側に配置され、構造も大掛かりな施設である。３号塀跡と２号・４号・５号塀跡では構造が異なっており、重複状況から初めに３号塀跡が構築され、後にこれを撤去し、２号塀跡をはじめこれと同一構造となる４号と５号塀跡を付け加えた改修が行われている。

３号塀跡は細く浅い布掘り状の掘り方内に、短い間隔で柱を立て並べた構造とみられる。この構造は１号塀跡に類似しているが、実際の柱配置や塀本体の構造等は不明である。西及び東端部での延びは確認できない。東端についてはさらに東側へ延びていたものが２号塀跡により壊された可能性が高く、西端は10号池跡との関係から

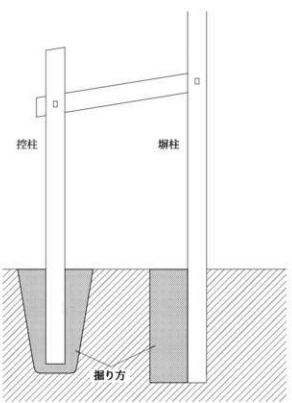

第306図　２号塀跡模式　※上部構造は推定

みて、その手前で止まるか、或いは２号塀跡と同位置で北側へ折れていたとみられる。また４号・５号塀跡と重複する古い塀跡は確認できないことから、当初配置された３号塀跡は東西方向部分のみであったことも考えられる。

２号塀跡は基本的に３号塀跡とほぼ同位置に別の構造で造り直した施設とみられ、４号・５号塀跡は２号塀跡と同時に構築し、同様の構造をもち、２号塀跡の南側をさらに小さく区画した施設と考えられる。３号塀跡は丸材を密に並べただけの構造であるのに対し、２号塀跡には控柱が付属することで堅牢な構造であったと推測される。２号塀跡は鉤型に曲がり、その配置は明らかに北東側の地区を取囲む区画施設であったことがわかる。西側に位置する建物間には１号塀跡のような簡易で小規模な塀跡は存在しても、このような大規模なものは配置されない。これは２号塀跡が単に狭い範囲の目隠し塀的なものとは異なり、城内の特定の範囲を取囲む施設であったことを裏付けている。２号塀跡は城内の中央部分に位置しており、その配置は西側の大型建物群を中心とする諸施設と北東側に存在する何らかの施設を区画することは明瞭である。

塀跡に付属する控柱は全て２号塀跡の北東側に配置され、また２号塀跡の東西辺にある個々の塀柱は全て掘り方の南壁際に寄せて立てられている。控柱は塀本体を内側から支える配置をとるのが一般的であり、仙台城本丸大広間の西側に配置された塀柱の基礎は、個々の掘り方が複数並ぶものであったが、掘り方の西壁側に配置されている。このような状況から、２号塀跡により区画された北東側は西側の建物群に対する「内」側と意識されることで、建物が建ち並ぶ「表側」に対する「奥側」とみることができ、この北東地区にはこれまで確認してきた施設とは別な性格を担った施設が存在していたと考えられる。

４号塀跡に控柱は確認できなかったが、塀柱が掘り方の東壁側に配置されており、２号塀跡の例からみれば、塀の東側が「外」側という理解になる。現時点で４号塀跡より東側での城内がどのような状況であったかは不明であるが、北東側の区画の在り方とは異なり、西側や北東側とはさらに別の性格を担い、これに伴う施設が存在した区画とみることができる。

５号塀跡については４号塀跡の西側に直交し接続する小規模の塀とみられる。この性格としては４号塀跡の西側と東側との間に設置された「門」に関わる施設の可能性も考えたが、２号塀跡の配置状況からみて表側東端地区の一部をさらに区画した施設とみられ、それは４号塀跡の控柱としての性格を兼ねていたとも考えられる。

２号塀跡の南北辺の北端は13号建物の南側手前で止まり、建物に接続しており、塀の北側では建物により北東側が区画されていた可能性がある。また本調査区の北側に位置する第10次調査２区では、２号塀跡南北辺より西へ３間程度ずれた位置に同方向で同様の掘り方を伴った塀跡らしき遺構を確認している。このことから２号塀跡は13号建物の北側でさらに北側へ延びることで、北東側の範囲が広がっていたと考えられる。４号塀跡の南側部分については調査では明らかとならなかったが、第２次調査区に礎石跡の可能性のあるものが南北に複数並ぶのを確認しており、これらによる建物で東西の地区を分けていたことも考えられる。２号塀跡により分けられた両地区の往来については、東西辺部分では塀柱や控柱が連続している中、控柱跡４の東側で控柱が存在しない場所があり、この部分が出入口の可能性があると共に、南北辺では撹乱が著しく塀柱は確認できないが、10号建物や６号建物から渡り廊下を介しての出入りが行われた可能性もある。塀本体の構造については、柱に板を貼るなどした板塀によるものや、柱を芯材とした土塀の可能性もあるが、それらを裏付ける部材や痕跡等は確認できなかった。また複数の塀柱の抜取痕内から瓦の出土はあったが、これにより塀の屋根材を判断することはできなかった。

仙台城二の丸において幾つか確認した塀跡の構造については、上部構造は不明ということであるが、独立した掘立柱が複数並ぶものと、溝を掘って柱を立てたものが確認されており、後者は二の丸外郭線に関わる塀との見方がされている[注16]。また先述した本丸大広間西側の塀跡は前者によるものである。これらのことから若林城における２号塀跡をはじめとする一連の基礎構造による塀については、外郭線に準じて城内の広範囲にわたる施設群の間を区画したものと理解できる。ただし北東地区の性格によっては塀の性格も異なってくることも予想され、仮に北東

部でも西寄りの部分が中奥的な区画であった場合は、その奥側にはさらに奥向の施設を囲む別の塀が配置されていた可能性もある。

（2）樋跡について

樋跡は上水を8号池跡に導水するためのものと、7号建物の西辺溝内に埋設し下水を流したものがある。両方に使用された樋は痕跡からみて木樋であり、前者の掘り方底面近くから多くの鉄釘が出土したことから、木樋は本体と蓋を組み合わせた構造と推測される。腐食した断面からみた木樋の大きさは、1号樋跡が20cm四方、44号溝跡では幅20cm、高さ14cmの長方形となっているが、後者は木樋が潰れている可能性もあり、本来はほぼ同様のものといえる。また木樋には本体の他に継手部分があり、1号樋跡のように木樋を直線状に繋げるための継手は長さ56cm程度、幅と高さが20cmの直方体であり、太さが木樋本体とほぼ同じなため、接続部での木樋の先端は狭まっていたとみられる。これに対し44号溝跡では木樋が2か所で鉤型に折れる形状で、間の直交する木樋には同様に先を狭めた木樋を差し込むことで、東西の両端がはみ出す形状となっている。構築時期としては、1号樋跡が6号建物の下部に埋設することで造営当初とみられるのに対し、44号溝跡は溝の改修により新たに設置されたものであり、両者には違いがある。

1号樋跡は池跡に水を注ぐための施設と考えられる。池内での樋の設置レベルは低く、詳細は不明であるが、おそらくは継ぎ手状のものを組み合わせて水を上から落としたと推察される。木樋は後に6号建物下部以外の南側全体で抜取られており、その時点で建物は存在していたとみられる。したがって抜取りは施設の改修の一部として行われた可能性があるほか、政宗の死去後、建物が使用されなくなった時点から寛永15年に始まる解体までの間に行われたとみられる。仮に前者であった場合は水の供給が止められることで、池は本来とは違った姿となったとみられる。残念ながら樋跡は調査区外南側へ延び、上水を取り入れる構造等は不明であるが、第5次調査では南部に東西方向の石組みの上水路が存在し、それは城西側より城内へ引き入れたものと考えられている。今回、この水路は確認できなかったが、おそらくは鉤型に折れながら9号建物の南側に存在するとみられる。また水路はその規模の大きさから、木樋を介した池への導水のみならず、城内の園池へ大量の水を供給していた施設と考えられる。城内での水路の配置は、用水の主たる供給先とみられる園池の位置により決定されたと考えられることから、今回、園

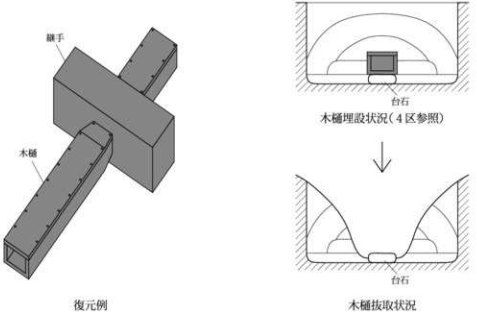

第307図　1号樋跡模式

池と離れた位置で確認した小規模な池に分水するにあたっては、密集する建物配置との関係により溝による通常の給水ができなかったと考えられる。

これまで仙台城をはじめとした市内近世遺跡の調査で近世初期の樋跡が確認された例は無い。

若林城跡においては飲料用とした水は城内の井戸より汲み上げ使用し、また城外から水路を通して取水した水は主に園池などに供給したものと推定してきたが、これまで井戸跡は１基も確認されていない。東京汐留の仙台藩芝上屋敷は、寛永18年（1641）に幕府より中屋敷として拝領したものを、延宝４年（1676）に上屋敷としたものであるが、延享元年（1744）には新たな樋を造り、屋敷内に引いていた玉川上水を園池のみならず、飲料用にも使用していたとされている[注17]。このような例から、寛永年間の若林城においても水路による上水を飲料用としていた可能性もあり、今後、井戸跡の確認が注目される。

44号溝跡西辺が途中で木樋による暗渠に改修された詳細は明らかでないが、この改修の最大の原因には、７号建物の西側空間の性格の変化に伴い、この部分を平地化する必要性があったことがあげられる。７号建物の西辺柱列の不自然な配置は、この変化に伴う建物の改造を示している可能性もある。ただし木樋による排水がこれまで開口していた溝が流していた水量を受けることができるのかとの問題も残っている。

（３）性格不明遺構について

今回の調査では４基の性格不明遺構としたものを確認している。これらは構造のほか、建物や溝跡など周辺遺構との配置関係からみて、鑑賞のための池、もしくは池機能を与えたものといえるが、個々の規模や形状、構造は全く異なっている。

８号池跡は南側に接する６号建物との間に石敷きを配置しているのが特徴である。６号建物の北西隅は北側に張り出すことで、小規模な建物か廊下とみられる５号建物と繋がる可能性もあり、８号池跡はこれらの建物に挟まれた中庭に配置されたとみられ、主に６号建物側からの眺めを意識したものと考えられる。池の性格としては６号建物に付属した洗い場的な実用的施設の可能性も否定できないが、形状や構造等からあくまでも観賞用の施設と理解できる。また池跡から６号建物の北側にかけての整地土下で確認した石敷遺構は、敷設範囲からみてこの池に関係した基礎構造と考えられ、排水機能をもった構造とみられるが、詳細は不明である。

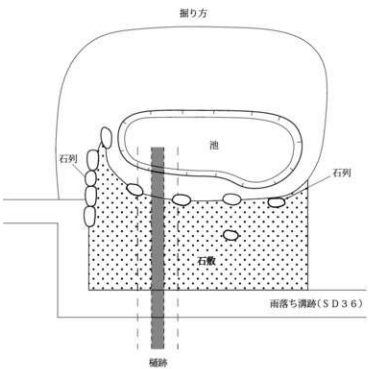

第308図　８号池跡模式

９号敷石遺構は位置的には９号建物の雨落ち部分に造られた排水施設といえるが、構造や幅の面で他の溝とは大きく異なっている。この遺構は１号建物の雨落ち溝内に置かれた枡状遺構とは異なり全体に浅いものである。このことから、施設には常に水を湛えていたのではなく、南側に存在するであろう水路から入れた水の流れを鑑賞するための施設とみられ、９号建物側のみな

らず、西側の８号建物からの眺めを意識したと考えられる。

10号池跡は途中で造り変えが行われており、現状では壁面と底面に粘土を貼ったのみの構造であるが、かつて岸に石組みが組まれていたかは不明である。池に接続し水を流す溝跡は確認できなかったが、西側の溝中にある板の仕切りは、池への水量調整を行うものと考えられる。池の形状は不整形で、近世初期にみられる池の特徴を備えたものといえることから、８号池跡同様に中庭に配置された鑑賞目的の施設と考えられ、主に南側に位置する９号建物の張出部からの眺めを考慮した配置と推察される。

11号池状遺構は本来深さがあるもので、壁面には雨落ち溝同様の石組みが組まれ、常時水を湛えた池と考えられるが、導水施設を確認するにはいたらなかった。方形の形状は当時の池にはそぐわないものといえ、その形状や構造から、当初池の性格としては張り巡らされた溝の水量調整を行う貯水施設とも考えられた。しかし底面には粒の揃った玉石を丁寧に敷く手の込んだものであることに加え、城内の主要建物である９号建物の東側に隣接することから、池はこの建物からの鑑賞を主な目的とした施設と考えられる。

11号池状遺構と類似する角礫積みによる方形の池は、一乗谷朝倉氏遺跡や名護屋城跡前田利家陣屋、松江城下町遺跡の家老屋敷、彦根城等で確認されている。朝倉氏遺跡や前田利家陣屋の遺構はどちらも山際に配置され、山からの湧水を溜めたと考えられる施設で、前田利家陣屋のものは調整池と想定されている。また松江城下町遺跡のものは平地にあり、庭園にある大型の瓢箪形の池とつながる小型の池状遺構である。彦根城のものは広間の南東側に並んで造られた長方形の貯水槽とされる遺構であり、その配置状況は９号建物と建物跡との関係に近いものがある。このように他例では、方形の池は貯水や調整の機能を持つ実用的な遺構との認識が多いが、庭園の池にも方形のものが存在しており、その性格は形状のみからは判断できない。

『御二之丸御指図』には、御座の間南側の土手尻に長軸規模が20m程度もある長方形の池が描かれている。周囲の地形と配置から、この池は山からの湧水を集めた調整池的な施設とみられるが、享和２年（1802）の『御家作御絵図写』では形状が不整形に変化している。隣接する御座の間は小広間、書院などに次ぐ格式の高い部屋とされており、指図が描かれた二の丸の初期段階において、建物からの眺望が開けた位置にこのような規格的ともいえる形の施設を造ることは、若林城の池を考える上で興味あるものといえる。またこの絵図には寝所の北の奥側と接する位置に不正形で長さが10m程度の池が描かれている。

これまで確認した池跡とみられる遺構は全て城内の表側に配置された施設と考えられる。他の城郭や屋敷の絵図中には一般に大名庭園と称される大型の園池を伴う大規模な庭園が描かれる例が多く、それは敷地の地形や規模、建物配置との関係等により様々な配置状況を見せるが、このように建物に挟まれた狭隘な場所に描かれるものは少

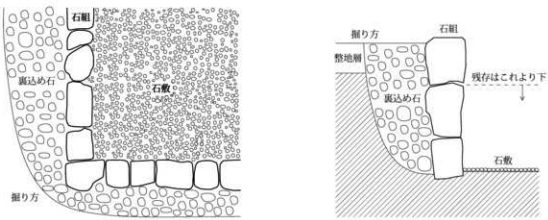

第309図　１１号池状遺構模式

ない。このために小規模な池が実際にどの程度存在したかは不明な点が多く、このような施設は仙台城本丸や二の丸の絵図にもほとんど確認できないことから、今回確認した池や周囲を取り巻く建物の性格を考える上では難しいものがある。しかしながら若林城においてこのように形状や構造が全く異なる施設が複数造られたことは、建物のみならず城の性格を考える上で重要な要素といえ、またそこには城造営にあたり様々な施設の建築や配置を指図したであろう政宗の意図が強く反映されているものと考えられる。

（４）Ⅳ層整地土について

整地土の状況は先に述べたが、Ⅳ層下面の標高をみると、９号建物の下部が極端に低く、その範囲は一部８号建物と10号建物付近まで広がっている。この低位部分の東側は９号建物範囲の東端とは一致せず、それより内側の約５m程度西側で段差となり、段差を境に東西では明らかな標高差がある反面、調査区西側や北側では段差は確認できず、Ⅳ層下面は緩やかに高くなっている。南北に延びる段差は城の東西中心線とほぼ一致しており、また段差の北端地点は城内のほぼ中央部分となっている。

整地土はこの段差に沿った南北ラインより東側では残存が極めて悪く、後世の削平を考慮しても当初から西側よりは薄かったと推定される。整地は当然ながら地盤や建設する建物の安定を図り行われる普請作業であるが、この時点では既に整地後に行われる地区割りや作事を想定した上で整地作業が行われたものと考えられる。しかし大型の建物群は概ね厚く整地された城内西半部に配置されているが、９号建物の主屋部東端のみが張り出す形となっている。このような大型建物の一部が完全に整地状況が異なる場所に建てられることは考え難く、下層の状況に大きな変化が無いことからなおさらである。また建物東端が別の建物と認識されない現状から、当初９号建物は厚く敷

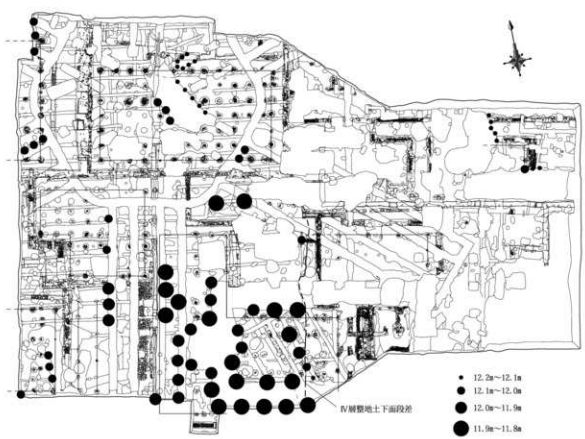

第310図　Ⅳ層整地土下面の標高

かれた整地土範囲に建てられる計画であったものが、建物規模の変更など当初予定を変更することで一部が東へ張り出す形となった可能性もある。仮にそのような場合、９号建物のみならず、周辺建物全体での配置に変更があったことも推測されるが、確証は無い。

仙台城本丸大広間の調査では、整地は建物を中心に行われ、特に建物内部が周辺より高く盛られている。これは「亀腹」と呼ばれるもので、一般に格式の高い建物にみられる構造とされている。９号建物の東端からＳＸ11にかけては緩やかに傾斜しており、一見すると建物部分が周辺より高まっているように見える。しかしこれはＳＸ11の石組みの残存や間部分での整地土の残存状況から、何らかの理由により建物東側が後に深くまで削平されている事に起因するものと判断される。仮に建物が亀腹状の構造で造られたとしても、おそらくは後の削平により完全に高まりは失われたとみられる。その存在をうかがい知るには周辺建物との礎石跡の残存規模の比較に頼らざるを得ないが、それも難しい現状にある。

また整地土は基本的には周辺の土壌をすき取り、再び敷き均したと考えられる。整地土内には旧表土や遺跡周辺地区に僅かに確認できる中世からの土壌がブロック状になったものが多く混入し、砂質土の混入は限定的で、しかも円礫はほとんど混入していない。この事は整地土が地表近くの土を掘削したもので、少なくとも今回確認した整地作業には外郭の堀を掘削した土は使用されなかったと考えられる。

さらに一部の整地土下面で確認した石敷遺構については、同様に砂を主体とした砂礫層が仙台城本丸大広間下部から確認されており、この性格としては大広間建築に伴う整地とする以外に、大広間以前の遺構に伴う整地土の一部との見方もある。これに対し若林城においての作事は全て整地後に行われていることで、下層の石敷遺構はあくまでも整地の基礎構造と理解できる。

4　若林城期の遺構について

（1）施設配置の推定と性格について

まず驚かされるのは、建物基礎である全ての礎石跡が１間を６尺５寸とした基準により正確に配置され、これにより建物全体は整然とした配置状況をみせていることである。調査区の範囲は東西に100m以上の規模があるが、１間の間隔の方眼を配した図をみると、その全域において柱位置が方眼の交点やライン上、もしくは中間位置に正確に配置されることで離れた場所での建物とのずれが全く認められず、当時の計測、建築技術の高さがうかがえる。それは単に建物のみならず、建物を繋ぐ廊下の配置においても配慮することで、建物間の接続を正確かつ容易に行うことが可能であったと考えられる。また池や石敷きなど他の全ての施設についても建物を基準とした配置をとることで、景観的にも綿密に計算された配置とみることができる。

第311図は城跡の現況図に第５・７・８・９次調査で確認した礎石建物跡等の施設に加え、絵図等に描かれ既に削平や埋められた城内の内桝形土塁や池、水路等を模式化し合成したものである。南側の大規模な池とみられるプランは第６次調査において東岸らしき部分を確認したが、各絵図を通し一貫して描かれている北側の水路は確認していない。また南東部では第５次調査で確認した石組み水路と関係するみられる別な水路を確認している。この図から主要な建物群は城内の西半部にまとまり、さらに大手側正面に配置されていることが分かり、この範囲が概ね表部分に相当すると考えられる。また奥側を区画する２号塀跡は東西部分が城の推定中軸線上にあり、この塀位置から現況でみられる北及び南側土塁の頂部までの距離が双方とも約108mあり、これは１町に相当している。ただし塀の南北部分は城の南北中軸線よりやや西側へ張出した位置にある。絵図からみた内桝形土塁の配置と向きをみると、東西の土塁が入城者を城の北側へ誘導する一方、北の土塁は西側へ誘導する配置となっている。残る西側土塁の現況から、このような土塁の配置は戦を意識したというよりは、直接内部を見通せない目隠し的施設と考えられ、土塁の配置はむしろ各入口から建物正面へ誘導するための意図がうかがえる。

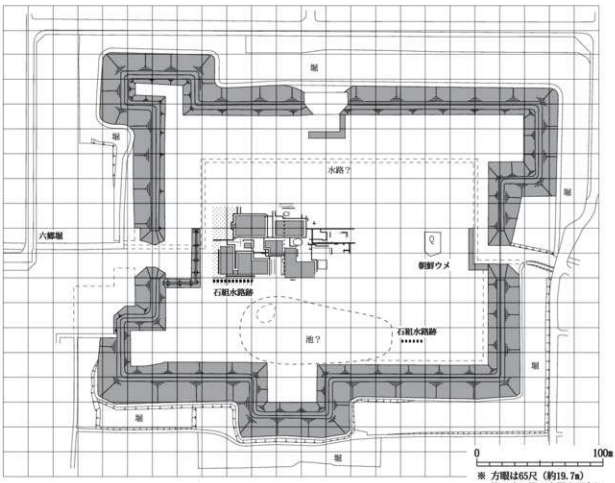

第311図　若林城施設配置模式

これまで確認した建物群と堀の配置に加え、南に想定される池や朝鮮ウメの位置から推定すると、城内南側の広い範囲には、池とその周囲に築山や園路などを配した回遊式の大規模な庭園が存在したことが十分考えられる。また政宗はかつて朝鮮から持ち帰ったウメを分けてまでこの城内に植えており、途中で移植されていない場合、その場所は城東西の中軸線上に位置している。この東側の区画もまた堀で囲まれる状況が想定されることから、ウメの植えられた地区は同じ庭園でも南側とは趣向の異なった庭園か、或いは表や奥とは異なった機能を有する施設が置かれた何らかの場所であったとみられる。

一般に園池は建物からの景観を考慮した位置に造られる場合が多く、若林城においても主要な建物は南側全体に縁を設け、さらに並びを揃えて視界を妨げないよう配置することで、南側の景観を最大限意識したものとなっている。仙台城本丸や二の丸にはこのような園池を意識した主要建物の配置はみられず[4]、建物前面には舞台が配置されている。若林城においてはあたかも園池に合わせた建物の範囲や個々の配置を行っているようにもみえ、舞台は建物と園池との間に存在する可能性がある。

『御修覆帳』にある池とみられるプランについては、東西長が100m程にもなる大規模なものと考えられる。池の南縁は張出部分にかかり明らかでないが、西側には中島を配している。また東端からは排水路とみられる水路が土塁際を通り、東口で北側を廻る水路と合流し城外に流れていくのがわかる。第６次調査では護岸のための石組みや州浜などの石敷きは確認されず、法面の立ち上がりはやや急で、深さは不明であったが、その規模からはかなりの深さのプランと推定される。これがもし園池であれば、周りには庭石等の様々な装置も置かれていたと推定されるが、廃城に伴いこれらは取り外され、築山は崩されて畑地や林地となり、この土砂を用いて池の一部は埋め戻され

たことも考えられる。池の堆積土上部には近代の盛土が入り、その下には近世の耕作土や表土が流入する状況がみられた。このことから池は近世を通して形状が残っていたものが、集治監建設により完全に埋められたと考えられる。

現在も城外北側を六郷堀が巡り東流しているが、六郷堀の開削時期を示す資料は無い。若林城との関係をみると、城内には上水を流したとみられる樋施設があり、さらに園池にはかなりの水を必要とすることから、池には湧水や雨水を利用し給水したものではなく、城外からの導水に頼る必要があったとみられる。六郷堀は開削当初からこの名だったかは明らかでないが、堀は若林城造営以前から存在したものか、或いは城の造営に合わせて開削したものと考えられ、用水は広瀬川からこの堀により城内へ引水されたと考えられる。これまで城内で水路を確認したのは第５次調査の１号溝跡と第６次調査の31号溝跡であり、両調査区間に位置する第１次と第２次調査では確認していない。この状況から１号溝跡は南東へ階段状に折れながら、枝となる別の水路が池へ導水し、城内の南東側の31号溝跡は絵図にある排水路として城外へ出たことが考えられる一方、底面が石敷きの１号溝跡が上水路として直接池へ流れ込み、31号溝跡が池からの排水路であった可能性もある。

試掘調査では西側の外郭土塁と内桝形土塁との間で城内に入った水路とみられるプランを確認している。この水路は桝形土塁東側で北に折れるとみられ、絵図と同一の水路と考えられる。これに対し１号溝跡は反対に南に折れ分岐したものと推定される水路で、絵図には描かれていない。若林城内において最も水を必要とする園池は南側と推定され、この時期既に南側には水路が造られていたことはほぼ間違いないが、反対に絵図に描かれた北側の水路については利用目的が不明瞭であり、城造営当初から存在したかは疑問となるところである。しかし城内における各種溝による雨水の流れは南から北へ向かうものであり、雨水がそのまま集約されずに城外へ流されることは考えられない。このことから北側の水路については一方で廃城後に造られた薬園において、畑での水の確保を目的として新たに造られたものとの見方もできるが、城内の排水を城外へ流すために造営当初に構築された水利施設の可能性もある。

『木村宇右衛門覚書』には政宗が後にここを薬園とすることを考えていたことを思わせる記載があり、それはこの地が位置的なことに加え、薬草などを栽培するにあたり水利的に適した場所であったことを思わせる内容ともいえる。廃城に伴い園池は当初の役目を終えたが、後に営まれた薬園により、池自体は規模を縮小させながら貯水池的な実利的施設へと変貌したことも考えられる。『若林普請覚書』から城内には「山里」という区画があったことがわかる。『東奥老士夜話』には山里が北にあったとしているが、このような区画を仮に現在の城内でみるならば、空間の開けた南側か朝鮮ウメが所在する東側の一角と見ることが適当に思われる。また覚書には「南之丸へ御入水とり申事」という記載がある。南之丸が城の何処にあり、水を引き入れた目的は不明であるが、状況から水は水路を通して取り入れたものと判断され、この郭とも理解できる区画が現在の城跡外に存在した以外に、城内の南側に配置され、園池を中心とした区画を指すとみることもできる。

江戸の大名屋敷や、領国の城郭や別邸などにおける大名庭園は寛永年間に盛んに造られ始めたとされている。領国の屋敷における庭園は大名自身の娯楽、趣味、教養の場のみならず、客の饗応に加え、江戸屋敷とは異なり、家臣を慰労する場でもあったことが考えられ、若林城に存在したであろう庭園もまた、このような使われ方が主であったことが想像される。

整地土の範囲に着目すると、表の建物群においては整地土に厚みがあったものが、調査区東端や北側の第10次調査区では極めて薄くなり、第６次調査区では全く確認できない状況であった。整地土については後世に失われる場合があり、西側の建物群の範囲以外に敷かれていたかは不明な部分がある。しかし第６次調査の地区については建物が展開しない地区と考えられ、下層遺構の状況から、この地区には本来、整地は施されなかったと判断できる。また庭園部分に想定される築山を造るにあたっては、基本的には池の掘削土やすき取り土を土盛りしたものと考え

られ、したがって築山下部には城の建物等の施設が全く存在しないことが想定される。

（２）施設の改修について

第５次調査では若林域期における溝跡底面を嵩上げするような改修をわりと広範囲に確認したが、建物の建替えや溝の配置替えなどは確認できなかった。また近世段階に六郷堰を城内に引き入れた石組水路の下部に、若林域期の可能性がある古い水路跡を確認しているが、改修は廃城後のものとみられる。このため城内の施設は寛永５年の完成段階から改修がほとんど行われず、使用に支障をきたすこと無く当初の姿がそのまま廃城時まで維持されたと考えられていた。しかし今回の調査の一区画において、建物の新設の他、それに伴う溝の構築、池の造り替えと廃絶といった複数施設による一連の改修を確認しており、大型建物の配置等には変化が無かったものの、造営後に何らかの理由によりこの区画の改修を２回程度行っていることが判明した。

第312図は10号池跡と10号建物付近の遺構の変遷を模式化したものであるが、当初この地区には西側に寄って池があり、東側には古い段階の３号塀跡が配置されていた。次の段階には池が東側に半分程度位置をずらして改修され、東側では塀が場所を変え、より堅固な構造に改修されると共に、北側へ折れることで奥側を新たに区画し、さらに塀の南には11号建物と共に雨落ち溝が造られる。最後の段階では池が完全に埋められると共に、この埋め戻し土を広範囲に削り取った地面に敷き均し、地盤を安定させた上に新たに10号建物を新築し、おそらくは11号建物とを繋いだとみられる。

周囲の雨落ち溝の配置からみてこの区画は当初、西側の建物群に近接した場所であったが、９号建物と11号池状遺構の北側に位置し、東の４号塀跡までの間が東西に広がる空間であったことがわかる。池を東に移した理由の一つは建物からの眺望があるほか、当初の位置に渡り廊下や施設を新設したことも想定できるが、その痕跡などは確認できない。池を

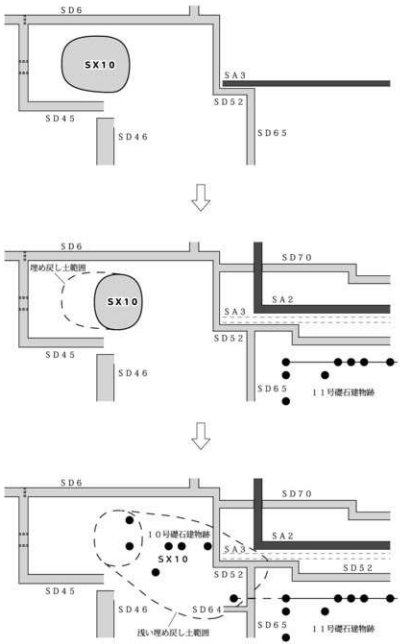

第312図　１０号池跡・１０号礎石建物跡他変遷模式

完全に廃絶した事はここに新たに廂下か小規模な建物を建てる理由によるものであり、この転換は本来鑑賞し楽しむべきものである池を実用的な施設に造り変えることで、建物内における人の移動や物の収納等、生活上の利便性を優先させた結果と考えられる。北側の６号溝跡は途中で第５次調査区を含む広範囲の嵩さ上げにより改修が行われているが、改修により排水を優先させたことで池への導水が難しくなり、廃絶せざるを得ない状況となったことも推察される。

（3）若林城の規模と広がりについて

若林城に関し、絵図以外に規模を記載した記録等は殆ど無いが、『木村宇右衛門覚書』には、若林城の縄張りにおいて政宗が「大（太）極のなわにて本丸にさたまる真中にくいをうち、百間のなわを四方へ引つり候へハ、二百間四方也」と話したとある。百間を197mとし、想定される城内の中心から四方に測ると、西側は両張出し部分の堀跡の外縁部分となり、東側は北西張出し部分の堀跡の中にあたる。これに対し北と南側は城の短軸側であるため、両方とも堀跡外縁の外側となる。覚書の内容がどの程度真実に近いものかは不明であるが、少なくとも東西の外郭規模については記録にほぼ合致しているように思われる。現況では東西に長い形状の城を二百間四方とみることはできないが、中軸線上にある２号堀跡から南北の土塁頂部までの距離が半分の50間程度となる事は、何かしらこの記述と関連しているかもしれない。

若林城に関しては周辺地区の調査では城域のさらなる広がりを確認することはできない。しかし幾つかの記録からは現在の城跡はかつての城域の一部であり、城の範囲はさらに外側に広がっていたことを連想させるものとなっている。『覚書』には本丸以外に二の丸と三の丸が存在したことを思わせる内容があり、また亘理館主の伊達安房成実の若林屋敷には書院や舞台があることで、御殿ともいえる屋敷で政宗も能を楽しんでいる。このような家臣の若林屋敷は城の周囲に数多く配置されていたと推定され、このような区画が城を取り巻き、何かしらの名前をもった一つの郭を形成していたことも十分考えられる。また記録にみえる数少ない若林城の地区名としては、政宗により能や茶会が幾度も催された「西くるわ」があり、この場所以外に若林城で行事が行われた場所の記録は見当たらない。このことから西くるわが城の中心にあった区画の一部を指すもので、したがって調査で判明した建物群が配置された西側の地区を西くるわに該当させることも可能かもしれない。しかし一方、他の記録類では政宗が居住した場所の建物や部屋名をあらためて記さず、単に「若林」としており、それが現在の城跡を指すとの理解から、西くるわは城の周囲にあり、公的行事とは別に能や茶会などを行うことで、接待や遊興のための専用の郭とみることもできる。城の北約500m離れた位置に造られた小泉屋敷はかつての若林城の出郭とした記録もあり、西くるわをここに比定する考えもあるが現在のところ確証は無い。何れにしても西くるわが現城跡の外に置かれた郭であった場合、家臣屋敷部分を加えたかつての城域は現在よりもかなり広範囲なものだったと考えられる。

若林城における政宗の生活ぶりから、この城はこれまで政宗一代の隠居屋敷的な施設と考えられてきた。しかしながら、現在見る城内での諸施設の在り方のみならず、周囲を取巻く外郭土塁、さらに同時に開かれた城下の存在を考えた場合、この城が単なる隠居屋敷という消極的なものと考えるには大きな疑問が残る。城の造営は政宗の居所としての機能のみならず、仙台城下の東方への発展に大きく貢献したとされているが、これらのみで造営の理由を語るには不十分といえる。政宗もまた仙台城や江戸屋敷などで培ってきた屋敷造りの集大成としてこの城の造営を計画したとも考えられる。しかし領国で、しかも仙台城から離れた位置にこのような城郭構造をもった新たな城を造ることは、それが単に政宗が藩政を執るかたわら、遊興を楽しみ、休養をとるためだけの施設ではなく、そこには防御性を高め軍事的性格を備えさせたことに表れているように、表向き以外に何かしら別の意図の上に造営されたことを疑わせるような内容ともいえる。

若林城の造営が可能であった背景には、政宗の徳川幕府における地位の高さによるところが大きいとみられてお

り、通常ならこの時代に若林城の如き城郭の造営は認められるべきものではなかったと考えられる。造営当初、政宗が自らの死去後にこの城や若林城下の将来をどのように考えていたかは不明である。しかし寛永年間は徳川の天下もほぼ定まり、全国で改易される大名も多々ある中、戦国乱世を生き抜いてきた政宗が、自ら亡き後の藩の行く末を憂慮していたことは容易に想像される。屋敷としての範囲を超えた若林城を廃城としたことには、徳川の世が揺ぎ無いものと悟り、幕府との関係を第一と考えた政宗や、その意思を引き継いだ藩の姿勢が表れているように思われる。

注

注１　佐藤巧氏の現地視察の際に、二の丸大台所とは東西の向きが反対であるが、規模や柱配置がほぼ同じであるとの指摘を受けた。

注２　佐藤巧氏の指摘による。

注３　『青山公造制城郭木写之略図』は仙台城本丸殿舎之全容をうかがうことのできる唯一の絵図で、各建物には間仕切り線が入り、おおよその部屋配置がわかる。

注４　『御本丸大御台所百歩一之図』による。

注５　『近世武士住宅』所収、「伊達家愛宕下上屋敷図」による。

注６　今回、第２次調査区西側での再確認作業において、４号塀跡がさらに南側へ延びるのを確認した。また第２次調査時の資料から、この塀の南側延長部分に礎石跡の可能性のあるプラン６基（５間分）が南北に並ぶ可能性があることから、この地区にもやや規模の大きな建物が存在していたとみられる。

注７・10　佐藤巧氏による。

注８・９・11・13・15　『近世武士住宅』

注12　『仙台市史　特別編７　城館』

注14・16　『東北大学埋蔵文化財調査年報19』

注17　『江戸の庭園』

第２節　若林城廃城後の遺構について

（1）御薬園に関わる畑跡について

若林城は寛永16年（1639）に廃城となり、その後、延宝８年（1680）までには御薬園が設置されたことが記録から明らかである。また治家記録には御帳蔵や焔硝蔵が「若林」に所在したとされているが、現在までの一連の調査ではこれらに関する建物等の施設や火災に遭った痕跡は確認されていないことから、以下の遺構はその在り方からも御薬園に関わるものと考えられる。

御薬園の様子は幾つかの絵図により僅かに知るのみであるが、建物や水路、通路などの描かれた施設以外に、城内には薬草と栽培する畑地が広範囲に存在したと考えられる。また『古御城絵図』には、南側に「此邊杉檜御植立之所」とあり、城内に杉や桧を植林していたことがうかがえる。絵図からは今回の調査区の位置を正確に割り出すことは難しいが、東西通路の南側にあたり、施設の記載が全く無く、この杉や桧を植えていたとされる部分に相当するとみられる。

耕作に関わる遺構とみられるものには、小溝状遺構群や畝状遺構、多数の土坑や集石遺構がある。小溝群は第５次調査をはじめ、第７次調査や南東側に離れた第６次調査でも確認しており、廃城後、少なくとも城内のかなりの広い範囲において畑耕作が行われたと考えられる。小溝群の端部の揃いや畝状遺構の存在は畑の区画の存在を示す可能性が高いが、後世の削平も影響しており明瞭なものではない。また畑を営むにあたり、城の雨落ち溝跡等を再利用したことがわかっているが、小溝群の方向は全体に城施設の方向と僅かに違えており、その理由は不明である。

耕作の支障となる石や礫を集めて廃棄した土坑や集石遺構は各所に見られ、廃棄は耕作が行われた時期全般を通じて行われたことが考えられる。土坑は特に非耕作域を選び掘られるわけではなく、畑内において耕作の影響が及ばない程度の深さまで掘ることで処理されたものが多かったとみられる。

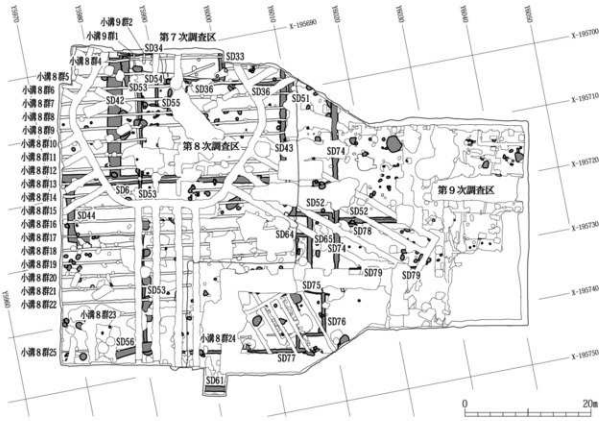

第313図　Ⅳ層上面遺構配置（若林城期遺構を除く）

北東部で確認した338号土坑は雨落ち溝跡に挟まれた位置にあることから、これらの溝が廃絶されたにもかかわらず、溝跡を避けて土坑内部に桶状のものか木枠等を埋設した施設とみられる。その構造からは水を溜めた施設と考えられ、飲料用の井戸とは異なり、耕作に利用した施設と考えられる。ただし遺構周囲にはⅢ層の所在が明らかでなく、また小溝群も延びないことから、この位置が当時どのような場所であったのかは不明である。

畑跡は溝跡や土坑の配置や重複関係により、区画の変遷をみることができる。当初の区画は専らかつての建物の雨落ち溝を掘り直し再利用することで、概ね建物跡範囲に沿ったものであったことがうかがえる。次の段階には53号溝跡や74号溝跡などの長く延びる溝を掘削することで、新たな区画が形成されたものとみられる。雨落ち溝を利用した溝跡では、流入した堆積土中に瓦などの遺物が多くみられるのに対し、新たな溝跡内からはほとんど出土しておらず、この状況は耕作中における廃棄行為の違いの他、後の溝においては遺物が流入する状況には無かったことを示すことも考えられる。さらに53号溝跡の南半部には、これと重複して大型の土坑が２ー３mの間隔で南北方向に並んでいる。土坑はこの部分が耕作地となり、小溝群同様に耕作を深くすることで地力回復を目的とした掘り込みとの見方もできるが、新たな非耕作部分に掘られた何らかの施設と見ることもできる。

以上の溝跡や土坑と重複して小溝群が形成されることは、この部分も後に耕作域となったことを示しており、小溝群が他のどの遺構よりも新しい状況から、小溝群を形成した作業は畑として営まれた期間の中でも最終段階に近い行為であったとみられる。小溝群の方向は東西のものが殆どであり、耕作が行われた期間からみると方向が多様ではなく、また小溝自体の数も少ないように思われる。この東西方向の小溝群が最も新しい時期のものとみた場合、かつてこの方向とは異なった複数の小溝群が広く形成されていた可能性もあるが、そこには後に行われた耕作の深度が深く、撹拌により以前の小溝群が残存していないことも考えられる。

畑の性格上、耕作土上面に形成されたプランは後の耕作により撹拌されることで、ほとんどの場合、掘り込みは耕作土下面に残存を確認するのみである。耕作土であるⅢ層上面においては掘り込みを伴わない集石遺構を僅かに確認したが、この状況は近世を通し営まれた畑の最後の姿といえ、集治監の施設建設の際には、調査地の殆どの部分については、かつての耕作土を削平することなく、上部に大規模な盛土がなされたと考えられる。

畑で栽培された薬種等については、小溝群の配置等の遺構的見地、並びに花粉や植物珪酸体による土壌分析においては明らかにすることはできなかった。

（２）畑跡以外の遺構について

耕作に関わる遺構以外のものとしては、側石を立てた溝跡を確認している。９号建物と重複する76号溝跡は、廃城後に造られた溝としては礫や瓦を構築材として使用した数少ない溝で、クランク状に屈曲し、南側で素掘りの溝に接続しており、その配置と構造は畑の区画に関係する溝跡とは異なっている。溝跡は隣接して存在した建物が想定され、東側には池状遺構が低位に位置することで、西側に何らかの建物が存在した可能性がある。しかしこの位置に礎石跡や柱痕跡は確認できなかった。御薬園絵図には城内の南側には施設が全く描かれておらず、特に『古御城絵図』は『若林御薬園』図や『若林古御城』図に描かれない垣根が描かれる一方、南側のかつての園池とみられるプランがみられない。また第５次調査と第６次調査で確認した石組水路の類は規模的にみても描かれて然るべきものである。このことからこれら絵図の内容は、薬園内における全ての施設を描いたものではないこと以外に、絵図の中には描き写したものもあるとみられ、その結果ほぼ同時代の薬園の姿を描いているのに対し、調査で確認した遺構にはこれとは別の時代の姿が現れているとも考えられる。

第５次調査の北側で行われた第10次調査では、御薬園に関わる遺構とみられるものとして大型土坑や塀跡を確認している。この地区は絵図にある東西水路南側の通路や垣根部分にあたるとみられ、絵図には土坑にみられる施設の記載は無いが、塀跡は竹垣などの区画施設が配置を変えた状態で確認された可能性がある。

第3節　若林城以前の遺構について

整地土下のⅥ層上面で検出した若林城以前の遺構には溝跡や竪穴住居跡のほか、多数の土坑やピットがある。中でも59号溝跡は第2次調査区で確認しており、また竪穴住居跡は第2次および第6次調査区でも複数確認している。溝跡や竪穴住居跡は出土遺物等からその時期が判別できるが、土坑やピットについては掘削を行っておらず、また組み合うものも認められず、時期は不明である。

遺構の分布はⅣ層が失われたⅥ層面を中心に確認せざるを得ない状況から、Ⅳ層の残存が良好な西側よりも、東側での確認数が多い。しかし調査区西側では撹乱等による断面観察においてもⅣ層下に遺構はほとんど確認できなかったことから、今回の調査区内での遺構分布は第2次調査区に近い東半部に集中していることがわかる。また撹乱やⅢ層出土遺物の中には、竪穴住居跡の年代である平安時代より以前のものが出土しており、周辺にはこれらの時期の遺構が存在する可能性がある。

（1）溝跡について

58号溝跡と59号溝跡は同じ東西方向の幅広い溝跡であるが、両者の時期は異なっている。

58号溝跡は西側へ続くが、第5次調査区では確認されていない。溝跡の最大の特徴は上部に入るブロック土により溝が完全に埋め戻されていることである。出土遺物が全く無いことから、溝の掘削時期は不明と言わざるを得ないが、埋め戻された理由として考えられるのは、若林城造営によるものであり、整地土を全体に敷き均す直前に、支障となったかつての溝を埋めたと考えられる。溝跡内にみられるブロック土とその上部にのるⅣ層整地土の判別が難しい状況は、溝の埋め戻しと広範囲の整地が一連の作業で行われたことを示すものといえる。58号溝跡は幅や直線的形状からみて若林城以前にこの地にあった城館もしくは屋敷等の施設に伴う堀や溝の区画施設の可能性が高い。溝の掘削時期は明らかではないが、その方向は若林城とは僅かに異なることで、若林城の造営に際してはかつての溝を再利用することなく、またその方向性を踏襲することも無かったように思われる。300号土坑は58号溝跡の北側に縁を接し、T字に接続する配置をとっており、北側が明らかでないが南北方向の溝跡と考えられるものである。相互の位置関係から両遺構は一体的に造られた区画施設とみられ、58号溝跡の北側部分をさらに東西に分ける性格をもった施設と考えられる。

平成21年度に城内北西部で実施した第10次調査では、同じく整地土下より屈曲した堀跡が確認されている。内部は底面より一時期に埋め戻されており、その状況から今回同様に城の造営直前の作業とみられている。若林城周辺には中世から近世にかけての城館が複数発見されており、これらを取囲む区画溝も多数確認されている。このような状況から広大な面積を占める若林城内においても、かつては中世から続く城館や屋敷が存在した可能性が高く、若林城はこれらの堀を埋め立て、また建物などの施設を破却した上で造営したことも考えられる。

59号溝跡は第2次調査区で検出されていることで、東側への延びがわかるが、調査区西端では確認できず、西側への延びは不明である。また東側で僅かに蛇行している。溝跡の堆積土は全て自然堆積によるものであり、堆積土中に幾つかの土坑やピットが掘り込まれていることで、長い期間をかけて埋没していったとみられる。堆積土上部に含まれる灰白色火山灰の状況から、溝は10世紀前半頃には殆ど機能していなかったと推察される。溝の性格としては、自然流路的なものではなく、溝幅や底面・壁面の形状に一定の規格性がうかがえることから、計画的に掘削された施設とみられる。周辺に存在する竪穴住居跡の分布は、概ね微高地の方向に沿った配置とみられるのに対し、溝は東西方向と異なっているが、竪穴住居跡との配置関係からみて溝は平安時代に周辺の集落と関連をもって掘削された水路的施設と考えられる。

（２）竪穴住居跡について

今回確認した竪穴住居跡については、住居跡間での重複を確認したことで、ある程度の長期間にわたりこの地区に集落が営まれたことが推察される。住居跡を確認した調査区東部は後世の耕作によりⅣ層が失われた地区であるが、このことは整地土面並びに地山面であるⅤ・Ⅵ層面の標高自体が周辺地区よりも僅かに高かったことが理由と考えられる。第２次・６次調査区を合わせた住居跡の分布から、住居跡が立地したとみられる微高地は北西から南東方向に延びるもので、これは現在の城跡周辺での標高の在り方と一致している。住居跡の分布範囲は長さ90m以上とみられるのに対し、幅が50m程度の範囲に限定されており、これがほぼ微高地の幅を示しているとみられる。ただし集落が営まれていた期間中や廃絶後に、隣接する小河川により微高地が浸食され、幾つかの住居跡が失われている可能性もある。また第５次調査の土層断面観察から竪穴住居跡が存在する可能性が示唆されているが、これらは本地区とは別に西側に形成された微高地上に立地したほぼ同時代の住居跡と考えられる。

竪穴住居跡の方向をみると、第２次調査区のものも含め、59号溝跡に近接したものは概ね溝跡と並行しているのに対し、北側の一群は方角に沿っているものが多い。各住居跡の時期については未掘削のため明らかでないが、これらの住居群の中には時期差が想定され、14号住居跡出土の土師器が10世紀前半ー中頃と推定される。この住居を含む溝に近接した住居群が営まれた時点では、溝は殆ど埋まった状態であったと推測される。

（３）土坑・ピットについて

Ⅵ層面検出の土坑やピットは確認作業にとどめたため、時期や性格については不明な点が多い。双方とも分布の集中箇所が見られるが、これらはⅥ層ではなく、本来はⅣ層やⅢ層面近くで掘り込まれたものを同時に確認している可能性があり、またこれらの中には住居跡と重複し、新しいものと古いものが存在することで、この面での分布状況をもってその性格を語るのは難しい。その中でも338号土坑から古墳時代前期の可能性がある土師器や、P62から７ー８世紀と考えられる土師器が出土していることで、平安時代とみられる59号溝跡や竪穴住居跡よりも古い遺構が存在する可能性がある。また第２次調査では住居跡と近接して５世紀後半ー６世紀前半の円墳の周溝が確認されており、両者は水はけの良好な微高地上に造営されたのがわかる。第２次調査以降、若林城及びその周辺の調査では古墳は全く確認されていないが、調査区周辺には別の古墳やこの時代の集落が存在する可能性がある。

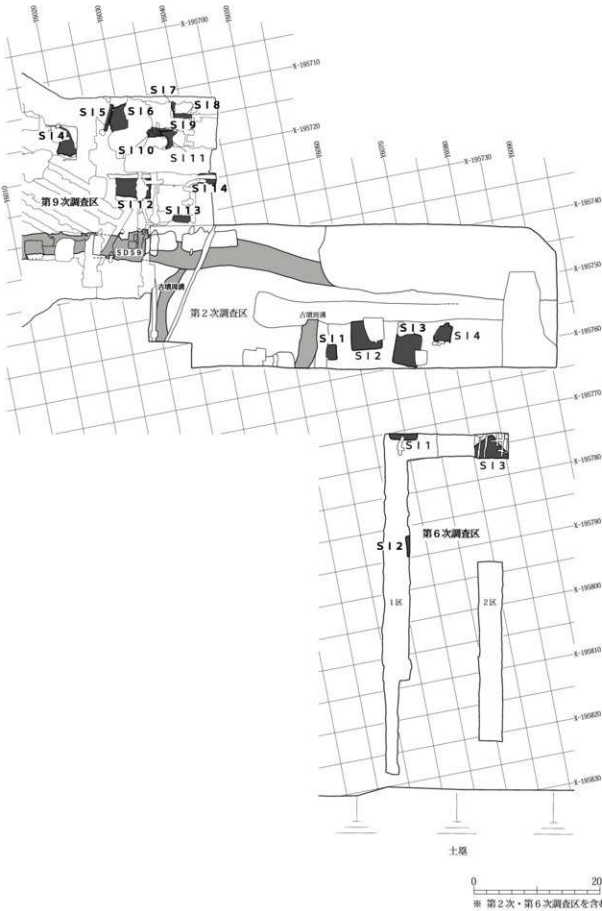

第314図　竪穴住居跡分布

第４節　若林城跡の出土遺物について

出土遺物には、縄文土器、土師器、須恵器、土師質土器、陶器、磁器、瓦、土製品、埴輪、金属製品、石製品などがある。遺物の基本的な出土傾向としては、撹乱からは縄文時代から近現代のものまで偏りなく出土しており、若林城期遺構を確認できるⅣ層直上のⅢ層からは、近世を主体としながらも、それ以前のものも出土している。またⅢ層中で取り上げた遺物の中には近現代のものも若干混入しているが、これは撹乱やⅡ層下面の乱れ等の影響によるもので、本来的には近世に形成されたⅢ層中にこの時期の遺物は含まれない。遺構に伴い出土した遺物は13,027点で、全体の62.6%を占めている。本遺跡出土の近世遺物を検討するにあたっては、主体となる近世遺構以外の出土遺物においても陶磁器をはじめ瓦の所属時期を特定することが可能である。このため、若林城に関わる時期と判断した遺物については出土地に関係無く、種類・器種別に一括して取扱い、検討を加えることで、その遺物の時代性を最大限に引き出している。

以下では出土遺物全ての分類や集計を行った上で、若林城期の遺物を中心に瓦、陶磁器、土師質土器、中世以前の土器、土製品、金属製品、石製品の種別毎に観察し、瓦、陶磁器、土師質土器、土師器、鉄釘については数量面を主体とした考察を行った。瓦については形状や刻印から製作上の特徴、重量からの出土分布と傾向について考察した。陶磁器については産地や器種の数量的な時期変遷と出土傾向について考察した。土師質土器については形態と法量からの分類と、その他の特徴や出土遺構との関連について考察した。中世以前の土器については遺構出土の土師器坏を対象に、既存の分類や編年との比較と対応関係を検討した。金属製品についてはまとまった出土した鉄釘について、法量、形状分類と出土傾向について考察した。

（１）瓦

瓦は出土遺物全体点数のうちの74.7%を占めるが、破片１点当たりの平均的な大きさや重量は、その他の遺物と比較して格段に大きく重い。遺物を収納したコンテナ箱総数267箱のうち、瓦類は232箱となり、質量としての比率は90%以上と圧倒的な量を占めている。

若林城跡出土の近世瓦は、その全てが若林城の施設に使用されたものと理解できる。また若林城が機能した時期が江戸初期の寛永年間のわずか数年であることから、瓦もまたこの時期に限定して使用されたものであることは間違いなく、そのような事情から若林城跡出土瓦の持つ意味は大きいと言える。さらに調査では御殿建物とみられる大規模な建物群が確認されたことで、若林城のみならず、近世城館における屋根瓦の在り方を考えるにあたり、貴重な資料となったと言える。但し、瓦については、廃城に伴い建物の城外移築と共に仕分けの後に持ち出されたものが相当量存在したことは確実であり、従って残された瓦のみでの検討作業にも自ずと限界があることもまた事実であることを認識する必要がある。

また若林城跡期の瓦と特徴を同じくするものは仙台城跡でも出土しており、仙台城跡では金箔を施した瓦も確認されている。金箔瓦は隣接する南小泉遺跡からも出土しているが、現在までの若林城跡の調査においては全く出土しておらず、その出土状況のみならず、使用の有無が問題となっている。

以下では瓦を種類ごとに分け、さらに形状、用途、文様、製作技法等により分類することで、若林城の瓦の実態を把握し、次に主として種類ごとの重量による出土分布と傾向について検討した。また少数の瓦に認められる刻印の分類と観察を行った。

［分　類］

瓦の分類については、仙台城本丸跡第１次調査における分類を参考とした若林城跡第５次調査での分類内容を基本とし、新たな遺物の発見に伴い、これに若干の項目の変更と追加を行った。また、瓦の破片は大きなものが多く、